することを得といふが如くである）

2、轉換の條件（例へば社債額面に就き一株の割合といふが如くである）

3、轉換に因つて發行すべき株式の內容（例へば壹株金五十圓全額拂込濟といふが如くである）

4、轉換の請求を爲すことを得べき期間（例へば社債發行の時より十ケ年といふが如くである）

社債を登記する場合にも前記の事項を登記せねばならぬ。

この轉換社債の發行に就て注意すべきことは我國では英米のやうに認可資本の制度即ち株式會社としての最大限度の資本額を定めて置き、通常その一部だけを發行し、その一部は未發行として置く制度がないため、轉換社債の發行には、その前提として、この發行の決議に於て株式への轉換權を與へると同時に條件附資本增加を決議し且つその轉換權の內容、例へば轉換條件、轉換によつて發行すべき株式の內容、轉換請求期間等を確定することが必要である。この轉換を請求するには社債權者は次の如き請求書二通を作成し、これに社債券を添へて會社に提出することを要する。この場合請求書に轉換しやうとする社債を表示し、且つ請求の年月日を記載して署名せねばならぬ。

社債轉換請求書

一、何々株式會社第何回社債　額面　何圓

但シ甲何號社債　何枚

本社債ヲ何々株式ニ轉換相成度債券相添ヘ此段及請求候也

昭和何年何月何日

住所

社債權者　何某　㊞

何々株式會社御中

尙社債轉換に就ては會社が轉換上の利益を得た時は、これを法定積立金に繰入れねばならない。

第十一節　社債權者集會

社債權者集會といふのは社債の利拂又は償還不能に陷つた時に社債權者の利益を擁護するために社債權者が開く集會である。この社債權者集會は擔保附社債に就ては、その招集が認められて

居つたが、改正商法では無擔保社債に就てもこの社債權者保護のための集團行動が認められた。

この社債權者集會を招集するものは發行會社かまたは社債募集の受託會社である。勿論これ以外に社債總額の十分の一以上に當る小數社債權者もその招集を請求することが出來るし若しその請求をしても會社が集會招集を拒否した場合は裁判所の許可を經て招集し得る。この社債權者集會に就ては社債權者集會の權限とか決議權、決議の方法、裁判所の認可問題とか代表者の選任、執行者の選任、社債權者集會の費用とか種々の問題があるがこれは割愛する。

第九章　株主總會

第一節　創立總會

この創立總會は株主總會ではないが、便宜上ここで說明する。株式引受人が第一回の拂込をなし、また發起人の現物出資の給付が終ると發起人は直ちに創立總會を開かねばならない。この創立總會を招集するには株式引受人に對し創立總會開催の通知を發する。この通知は總會の日の二週間前に發すればよい。ここにこの創立總會通知書の實例を示す。

創立總會招集御通知

拜啓愈々御清適賀上候　陳者來ル三月三十日(木曜日)午前十時東京市○○區○○町一番地三會堂内ニ於テ左記目的事項ニ付○○輕金屬株式會社創立總會相開候間御出席被成下度此段御通知申上候　敬具

昭和十四年三月十五日

東京市○區○○町壹丁目壹番地貳
○○輕金屬株式會社發起人總代

株式引受人各位

創立總會目的事項

第一號　○○輕金屬株式會社創立ニ關スル事項報告ノ件
第二號　定款承認ノ件
第三號　取締役及監査役選任ノ件
第四號　取締役中會社ヲ代表スヘキ社長壹名及副社長貳名選任ノ件
第五號　商法第百三十四條ニ依ル事項報告ノ件
第六號　取締役及監査役ノ報酬決定ノ件
第七號　○○輕金屬株式會社設立後ニ於テ○○電燈株式會社ノ所有スル○○○電力株式會社株式拾九萬八千七百拾貳株ヲ拂込金額ヲ以テ○○輕金屬株式會社カ讓受クル事ニ關シ同社發起人總代ト○○電燈株式會社トノ間ニ締結シタル契約承認ノ件
第八號　○○輕金屬株式會社設立後ニ於テ同社ニ○○○電力株式會社ヲ對等條件ヲ以テ合併スル事ニ關シ○○○電力株式會社トノ間ニ締結シタル豫約承認ノ件

以上

○○電燈株式會社
取締役社長　○　○　○　○

この創立總會通知書には同時に委任狀が同封される。これは創立總會に自分で出席出來ない時は委任狀出席が出來るやうにするためと、また創立總會の決議は株式引受人の半數以上、資本の半額以上の者が出席し且つ議決權の過半を得なければ成立せず假決議も許さないので委任狀を同封して出席困難な引受人から委任狀をとつて定足數を得るためである。この委任狀には委任を受ける者の名前を特に書かず餘白にし置かせるのである。これを白紙委任狀といふのである。

この創立總會に株式引受人が出席する場合は總會通知書と印鑑とを持參することがよい。なんとなれば通知書は會場に入場するに當つて株式引受人であることの證明であり、また印鑑は出席者名義に捺印する必要がある時に役に立つからである。

斯て創立總會が無事に終了した時は、この旨を通知する。その通知書は次のやうである。

決議御通知

拜啓　三月三十日開催ノ當會社創立總會ニ於テ目的事項左記ノ通リ承認決議相成候間此段御通知申上候

敬具

記

第一號　○○輕金屬株式會社創立ニ關スル事項報告ノ件

右ハ發起人總代〇〇電燈株式會社取締役社長〇〇〇〇氏ヨリ報告ノ結果承認セラル

第二號　定款承認ノ件

右ハ承認決定セリ

第三號　取締役及監査役選任ノ件

右ハ左ノ通リ選任セラレ夫々就任セリ

取締役　（省略）

監査役　（省略）

第四號　取締役中會社ヲ代表スヘキ社長壹名副社長貳名選任ノ件

右ハ左ノ通リ選任セラレ夫々就任セリ

社長　〇〇〇〇

副社長　〇〇〇〇　〇〇〇

第五號　商法第三十四條ニ依ル事項報告ノ件

右調査報告ノ結果承認セラル

第六號　取締役及監査役ノ報酬決定ノ件

右原案ノ通リ承認セラル

第七號　〇〇輕金屬株式會社設立後ニ於テ〇〇電燈株式會社ノ所有スル〇〇〇電力株式會社株式拾九萬八千七百拾貳株ヲ拂込金額ヲ以テ〇〇輕金屬株式會社カ讓受クル事ニ關シ同社發起人總代ト〇〇電燈株式會社トノ間ニ締結シタル豫約承認ノ件

右ハ承認セラル

第八號　〇〇輕金屬株式會社設立後ニ於テ同社ニ〇〇〇電力株式會社ヲ對等條件ヲ以テ合併セル事ニ關シ〇〇輕金屬株式會社發起人總代ト〇〇〇電力株式會社トノ間ニ締結シタル豫約承認ノ件

右ハ承認セラル

以上

昭和拾四年四月七日

東京市〇區〇〇町壹丁目壹番地貳

〇〇輕金屬株式會社

株主殿

追而取締役會ニ於テ互選ノ結果常務取締役ニ左ノ二氏當選致候

常務取締役　〇〇〇

常務取締役　〇〇〇〇

この創立總會を完全に終了すれば一定の書式によつて設立登記の申請をなすのである。改正商法では創立總會を終了し、本社の所在地で設立登記をなすことによつて初めて會社が成立するの

である。

第二節　株主總會とは

(1)　定時株主總會と臨時株主總會

株主總會といふのは株主の經營參加のための會合であり、議決權を行使することによつて會社としての意思を決定する重要な會議である。そこで株主總會は法律的には會社の意思を決定する會社の最高機關であると云はれる。

この株主總會は一體誰れが招集するのであるか？　この株主總會招集の權限は原則として取締役にあるものであるが、監査役が必要ありと認めた時には監査役にも招集の權限はある。また資本の十分の一に當る小數株主も必要ある時、會議の目的事項及招集理由を記載した書面を取締役に提出して招集することも出來る。この株主總會の招集權限に就ては改正商法ではこれは商法に別段の定めある場合を除いて取締役が招集することを明文にした。尙ここに注意を要することは改正商法では取締役又は監査役が總會を招集するには其の過半數の決議があることが必要で專斷の招集を許さないことである。

この株主總會には次の二つの種類がある。

(1)　定時株主總會

(2)　臨時株主總會

この區別は株主總會をいつ招集するか、その時期によつて定めたものであつて總會の決議事項が何であるかによつて區別されるものではない。大體株主總會は會社の意思を決定する最高機關であるから、これを必ず招集することが必要だが、それは毎年一回は一定の時期にこれを招集するを要するのであり、年二回以上配當する會社では毎決算期に招集せねばならない。これを定時株主總會といふのであるが、現在會社は普通年二回の決算をなして居るから定時株主總會は年二回招集されると思へば間違ひない。この定時株主總會の招集の時期は定款に規定することが普通で、例へば定時總會はこれを決算終了後六十日以內に開くとか、毎年六月と十二月とに招集するといふやうである。

次に株主總會は會社の重大事項を決定すべき必要が起ると臨時に招集される。これを臨時株主總會といふのであるがこれは時に定時總會と同時に開かれることがある。この臨時株主總會は取締役が招集するのが普通であるが、時に監査役其他が招集し得ることは既に述べた處である。

(2) 普通株主總會と優先株主總會

また株主總會は招集される株主から觀て次の二つに區別される。

(1) 普通株主總會
(2) 優先株主總會

ここに普通株主總會は普通株の所有者である普通株主の總會でなく、すべての株主を網羅する株主總會である。依つて株主は普通株主たると優先株主たるとを問はず出席する總會である。これに對し優先株主總會は優先株を發行して居り、定款の變更が優先株主に損害を與へる時に開かれるものであり從つて常に開かれる株主總會ではない。改正商法では優先株や後配株が同時に數種發行せられることになる關係上、將來は後配株主總會の如きも開催されることがある譯である。

(3) 株主總會の權限

株主總會の權限は頗る多い。それ故どういふ權限が株主總會に與へられて居るかを十分知つて置く必要がある。

先づ次のやうな事項は常に必ず株主總會で決定しなければならない。これは株主總會に專屬する權限だといふので專屬事項と云はれて居る。

(1) 定款の變更
(2) 會社の任意解散
(3) 會社の合併
(4) 社債の募集
(5) 會社が一定の行爲をなす場合
(6) 特定者に新株引受權を與ふる約束

（(1)〜(6)：特別決議）

(7) 利益配當並に利息の配當
(8) 會社計算の承認
(9) 取締役選任及解任
(10) 監査役選任及解任
(11) 取締役に對する認許
(12) 新株募集の報告
(13) 清算の承認

（(7)〜(13)：普通決議）

以上の專屬事項の中特に注意すべきは(5)と(6)であつて、これは改正商法で新に加へられたものである。尙株主總會に專屬する權限の他に法令に反せず、また定款にも反しない限り如何なる事項をも決議することが出來る。これを非專屬事項といふのである。

第三節　株主總會の招集

(1) 招集の通知

株主總會を招集するには定時總會でも臨時總會でも招集日より二週間前に各株主に對して招集通知を發することが必要である。そしてこの通知は各株主に對してなすべきものである。この通知は招集日前二週間であるが、それは通知を發して翌日から計算するものであり、それには株主總會でどういふことを決議するかといふ目的事項（議事日程）を記載しなければならない。尙これに附け加へて置きたいことは株主總會を招集するに就ては現在誰れが株主であるかを判然させるため或る期間株主の名義書換を停止するのである。株主總會を招集する場合の通知書の實例を示せば次のやうである。

拜啓來ル六月二十四日(土曜日)午後二時東京市麹町區〇〇〇壹丁目貳番地日本工業倶樂部ニ於テ左記ノ目的ヲ以テ第貳拾七回定時株主總會相開キ候間御繰合御出席被成下度此段御通知申上候　敬具

尙當日利益金處分原案通御決議相成候ハバ翌々六月二十六日ヨリ配當金支拂可致ニ付指定銀行ニテ御受取被下度便宜配當金領收證用紙玆許同封仕候

昭和十四年六月八日

東京市〇〇〇區〇町二丁目一番地一
〇〇レーヨン株式會社
取締役會長　〇　〇　〇
代表取締役

株主各位

追而貴殿萬一御出席難相成節ハ玆許同封ノ委任狀ニ御記名御調印豫テ御屆出ノ印鑑ト同一ノ印章ノ上御回付被成下度然ル上ハ出席株主中ヘ代理委任方取扱可申候

注意——當日御出席ノ節ハ御手數乍本狀封筒ヲ受付ニ御差出被下度候

第〇〇〇回定時株主總會ノ目的事項

第壹號議案
一、昭和何年上半期(第〇〇〇期)營業報告書、貸借對照表、財產目錄、損益計算書承認ノ件

第貳號議案
第九章　株主總會

一、昭和何年上半期(第〇〇〇期)利益金處分案承認ノ件

昭和何年上半期利益金處分案

一、當期利益金	金壹百八拾壹萬四千七拾四圓八拾四錢也
一、前期繰越金	金八拾壹萬七千四百八拾九圓七拾參錢也
合　計	金貳百六拾參萬壹千五百六拾四圓五拾七錢也
右處分案左ノ如シ	
法定積立金	金拾五萬圓也
退職及保護基金	金拾萬圓也
株主配當金(一年壹割貳分)	金壹百五拾萬圓也
次期繰越金	金八拾八萬壹千五百六拾四圓五拾七錢也

以上

この招集通知書にはハガキ刷りの次の如き委任狀が同封されてある。

委任狀

指者儀都合ニ依リ株主ヲ以テ部理代理人ト定メ左ノ權限ノ事ヲ代理爲致候

一、昭和何年六月二十四日開會スヘキ〇〇レーヨン株式會社定時株主總會及ヒ其延會ニ出席シ議決權ヲ行ヒ其他必要ナル一切ノ件

右代理委任狀如件

昭和　年　月　日

住所

株主

また通知書には聽て株主總會に提出される議案關係の書類例へば貸借對照表とか損益計算書とか財産目錄とか利益處分案とかいふものや、時に營業概況の報告書までも添へることがある。またこれ等を別紙とせず招集通知と共に印刷して、パンフレットの形で送るものもある。前例が即ちそれである。この議案關係の書類は通知書と同時でなく、また時を改めて(それは勿論株主總會招集日より一週間位前)送るものもあるが、いづれにせよ株主總會前に此等の諸書類を送ることは議案の內容を豫め株主に示して株主總會に於ける株主の質問事項を考へさせ、また自分のとるべき態度を考へさせる等、考慮の餘地を與へる。

尙通知書に議案を示すには前記通知書のやうにするが、若し定款變更のやうな重大問題の通知

ならば、その變更の要領を通知書または公告に示さねばならない。例へば增資ならば、ただ增資の件としないで優先株でも發行するとすれば、そのことを明瞭に示し、また目的を變更する場合は單に目的變更の件としないで、その變更內容を示さねばならない。

ここに招集通知書とは別に議案關係の書類を送る場合の通知書を示せば次のやうである。

拜啓益々御淸榮之段奉欣賀候
陳者豫而御通知申上置候本月何日開會ノ第何回定時株主總會ヘ提出可致貸借對照表、損益計算書及利益金處分案左記ノ通リニ有之候間御閱覽被成下度候　敬具

昭和何年六月拾九日

何々株式會社
取締役社長　何　某

株主各位

以上は記名株に對する株主總會招集通知であるが、若し會社が無記名株を發行して居る場合は株主總會の日から三週間前に總會開催の旨及會議の目的事項を公告することが必要である。そしてこの公告は定款規定の公告方法によるのである。その實例を示せば次のやうである。

公　告

來ル八月五日午前十時ヨリ東京市麹町區丸ノ內一丁目八番地一東京銀行集會所ニ於テ左記事項決議ノ爲メ第六十九回定時株主總會並ニ臨時株主總會ヲ開ク

尙無記名株券所有ノ株主ニシテ議決權行使ノ向ハ本月二十八日迄ニ其株券ヲ當行ヘ供託セラレタシ

昭和拾壹年七月拾四日

東京市麹町區丸ノ內一丁目八番地一
株式會社　日本興業銀行
總裁　結城豐太郎

議　案

定時株主總會分

一、昭和十一年一月一日ヨリ六月三十日ニ至ル上半季第六十九期財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金分配案ノ承認ヲ求ムルノ件

臨時株主總會分

第九章　株主總會

一、理事一名任期滿了ニ付理事候補者二名選擧ノ件
一、監査役三名任期滿了ニ付改選ノ件

以上

この公告でも判るやうに無記名株主で議決權を行使しやうとする者は總會の日から一週間前位に株券を會社に供託することが必要である。また改正商法では議決權を持たぬ株式を發行することを許す建前にある關係から、この無議決權株主に總會の通知はどうするかに就て規定して居る。そして、それは議決權を持たぬ株主に對しては通知を發する必要がないのである。

斯やうに記名株で議決權ある株主は株主總會の通知を受けるのであり、それは會社の株主名簿にその氏名住所が記載されてあるものに對してなされる。

偖てこの株主總會は會社の意思を決定する最高機關だ。だから株主は出來るだけ出席して議決權を行ふべきだが、株主の大多數は議決權を行使しやうとしない。そして委任狀は屑籠に捨てる始末である。この點は株主として反省すべきであり、それが會社で與へられた權限は行使すべきで、それを愛する所以である。自分が出席出來ねば委任狀によつて出席し得るのである。私は株主がもう少し自分自身で都合して株主總會に出席しそして正しく議決權を行へば會社は良くなると思ふ。

會社の內容を株主にさへヒタ祕しにする狀態では會社はよくならない。株主は時には意見も述べるがよい。私は株主總會を新聞雜誌記者に對し公開することを希望する。

(2) 總會の場所

株主總會の通知には必す總會の日及場所を示す。この中總會の日時に就ては比較的問題はないが、この日時はただ何日とだけではなく、午後一時とか二時とかいふやうに時間を正確に示さねばならない。取締役は、この日時を選ぶにはなるべく株主の便宜のよい時を選ぶべきで特殊の理由がなければ日曜、祭日、銀行、休日は避くべきである。

次に開催の場所であるが定款で何處で開催するかといふことを規定した時は、そこで開かなければならない。而して改正商法では定款に別段の定めがある場合を除いて本店の所在地、またはこれに隣接せる地に於て招集せねばならぬ。

第四節　株主總會の決議

(1) 議決權とその禁止

株主が會社の經營に參加するには株主總會で議決權を行使することが必要だ。この議決權とは

要するに株主總會に於て提案された議案の贊否に對して自分の意思を表明することである。

この議決權は株式に固有に附着して居る權限であるから株主以外の者は議決權を持たない。然し乍ら會社によつては定款の規定で株主が拂込をしない時は、その拂込を完了しない間だけ議決權行使を停止することがある。

尙これに關聯してであるが、改正商法では株式の讓受を株主名簿に記載した後六ケ月を經過しない株主に對しては議決權がないとすることが出來ることになつたし、また會社は自分が持つて居る株式に就ては議決權を行使することが出來ない。

(2) 議決權の數

議決權の數は原則として一株に就いて一個である。然し株式に就て平等に議決權を與へると決議が多數決で定められる故、株主は横暴となり所謂横車をおす形となり小株主は、ひどく壓迫される俱があるから、定款に規定することに依つて十一株以上の株主の議決權を制限することが出來る。然しこの規定があつても十株以下の株主は各株式一つに就いて必ず一個の議決權を有するものである。またこの規定は議決權制限の基準株數を示したのであるから、それを二十株以上とか三十株以上とかいふやうに制限しても差支へない。だが五株以上といふやうに基準株數以下の者の議決權を制限することは許されない。偖て定款で議決權の數に制限を與へて居る實例として朝鮮銀行及朝鮮殖產銀行を擧げることが出來るが、兩行は十一株以上の株主は十株を增す毎に一個を加へるものである。また日本銀行は十株に就き一個、十一株以上は五十株毎に一個を增すのである。

この議決權は株主が自分で總會に出席して自分が行使することが原則であり、書面を以て議決權を行使することは許されない。だが自分で已むを得ない事情で出席が出來ない時は代理人を出席させて議決權を行使させることは出來る。然しこの際は代理人は代理權を證明する書面を差出すことが必要である。そしてそれは通常委任狀で間に合はされて居る。また未成年者とか禁治產者とかが株主である際は、その株主が議決權を行使しやうとする時は、親近者とか後見人とかいふやうな法定代理人の同意が必要だと解されて居るし、また會社が株主である場合一人の代表取締役を定めてあれば彼が出席して議決權を行使するのである。

(3) 代理人の資格制限

自分が出席することが不可能の時は委任狀を以て代理人を定め、その人に議決權行使を依頼するも差支へないが、その代理人が誰れであつてもよいかといふと所謂總會荒しなどに出席されて

迷惑するかも知れないから多くの會社は定款で代理人の資格を制限することがある。例へば代理人となり得る者は株主に限るとか、又は社員にあらさる株主に限るとかいふやうな規定である。

(4) 議決權行使に就ての制限

議決權の行使に就ては幾つかの制限がある。

(1) 株主總會の決議に就て特別の利害關係ある者は投票することが出來ない。これは公平なる決議をなすために設けたもので、例へば會社と株主とが契約をなす場合の決議には契約の當事者である株主は特別の利害關係があるから議決權の行使は出來ない等である。

(2) 無記名株を發行して居る時は、その株主は總會の日から一週間前までに株券を供託するのでなければ議決權は行使出來ない。

(3) 改正商法では株式の讓渡を受け、これを株主名簿に記載した後、六ケ月以內の株主に對して議決權を與へないとすることが出來る關係上この議決權を與へられない者はこれを行使することが出來ない。

(4) 會社が自ら所有する株式に就ては議決權はない。

第五節　通常決議と特別決議

株主總會の決議は多數決による。これを多數決の原則と呼んで居る。この株主總會の決議には次の二つの方法がある。

(1) 通常決議

(2) 特別決議

(1) 通常決議

通常決議といふのは株主總會に出席した株主の議決權の過半數で定める決議に遣方である。この決議は出席に定足數がない。卽ち株主の頭數や、資本の金額はどうでもよい。まつたく出席株主の多數決によるのである。だから出席株主が假令一人でも通常決議はなし得るものであり、實際にも一人や二人の出席しかなくて決議の行はれることが隨分ある。そのため株主總會の決議が形式的になつてしまふことは否めない。株主總會の決議は商法で特に特別決議によらねばならぬと規定するもの以外はすべてこれである。

次に決議に當つて過半數とは出席した株主の議決權のそれであるか、それとも出席するも自分

で議決權を行使しないで棄權したのや決議事項に利害關係を持つため議決權の行使を禁ぜられて居るものは除外すべきであるかどうかは、一つの問題であるが、それは當然出席株主總數の議決權を基礎とすべきものでなく議決權の行使の出來ないものや棄權したものを除くべきである。改正商法では、この點を明かにして總會の決議に就いて特別の利害關係者で議決權の行使の出來ないものは過半數決定の數には加へないことにした。

以上のやうに通常決議は出席株主の過半數で決めるのであるが通常決議に就ても特に定款に定足數を定めてもよい。例へば株主總數の三分の一以上の出席を要するとかまたは資本の三分の一以上を要すとか、また單に過半數とせずして全員一致を要すといふやうな規定である。

(2) 特別決議

特別決議といふのは法律が要求する定足數を必要とする決議である。その定足數とは株主總數の半數以上で資本の半額以上の株主が出席することであり、この出席株主の議決權の過半數で決議する方法である。この決議を要する事項は會社にとつては、その生命に關するやうな重要なる問題に限るもので、(1)定款變更、(2)任意解散、(3)會社合併、(4)社債募集、(5)會社が一定の行爲をなす場合と、(6)特定者に新株引受權を與べる場合である。

この特別決議に於て定足數の計算には株主の頭數としては委任狀による代理人の出席は本人の出席と認める譯で、若し一人の代理株主が三人の株主の代理となつた時は三人の株主が出席したものとして數へられる。また資本の金額に就ては委任狀出席の資本金も勿論數へるのであるが、それは拂込資本でなく公稱資本によつて計算する。この特別決議の出席株主は普通株主は素より優先株主、それから新舊株主すべてを網羅すべきである。ただここに問題となるのは定足數は會社に特別の利害關係あるため議決權を行使出來ない株主や、棄權株主をこの中に加ふべきかどうかである。これに就ての學者の意見も一致はないが、これ等のものを除くことが正しいとせられて居る。これに關係してであるが改正商法では特別決議には議決權のない株主は、これを總株主の員數に、また其の有する株金の金額は資本金の計算に加へぬことになつた。更に株券を供託しない無記名株は總株數の員數に加へないことになつた。

既に知るやうに特別決議には定足數が必要だ。それならば定足數を缺いた時は決議は出來ないか？　これに就ては、さういふ場合は假決議をなすことが出來る。この假決議といふのは出席株主だけの議決權の過半數で假の決議をすることである。この假決議の方法をとつたならば株主全體に假決議の趣意を書面で通知し、また無記名株を發行して居る時は、その趣意を公告し更に一

ケ月內に第二回の株主總會を招集することが必要だ。そして第二回株主總會では定足數を要せず、その出席株主の議決權の過半數で假決議を認めるかどうかを決する。この第二回株主總會に就て注意すべきことは必ず假決議後一ケ月以內に招集すべきもので、これを經過してはならぬし、またこの總會は假決議を認めるかどうかを定めるのであるから假決議を變更したり修正したりすることは出來ないことである。

それから假決議は第二回株主總會で、これを認めることが出來るが、會社の目的事業を變更する場合だけはさうは出來ない。これは會社にとつては重大な問題だからである。

第六節　優先株主總會

優先株主總會は定期的に開かれるものでなく、まつたく臨時的であり且つ定款の變更が優先株主に損害を與へる時にだけ招集されるものである。例へばこの優先株主總會が開かれる場合は優先株を撤廢するとか、また優先率とか條件とかを變更する時である。これ等の場合は定款の變更であるから普通株主總會の決議が必要なのである。この優先株主總會は出席者が優先株主であるといふ以外一般の株主總會の招集手續、決議等をその儘當て嵌める。

優先株主の利益を害する定款變更をなす場合に、その特別決議に優先株主が參加し、それ等の優先株主がそれに全員贊意を表したとしても別に優先株主總會を開くことが必要である。改正商法では優先株主總會の決議は優先株主の半數以上、株金總額も半數以上に當る株主が出席して、その議決權の三分の二以上の多數で決定しなければならぬことになり、優先株主保護が、それだけ厚くなつたことに注意すべきである。またこの決議の方法は資本の增加若くは減少又は會社の合併の決議で新株の引受權を與へ、また株式の併合若くは消却又は合併による株式の割當に就て株式の種類に依つて特別の取扱をなすことの決議をなす場合や會社の合併によつて或種類の株主に損害を及ぼす場合に採らねばならない。

第七節　株主總會の議事

(1) 議事の範圍

總會通知書に示す議案全部を順序を追ふて報告審議しその贊否が決定されて、ここに議事が終る譯であるが、總會で決議すべき範圍は通知書または公告に議案として提案されたものに限るの

であり、それ以外の議事を決議することは出來ない。若し新しい問題でも起つたならば別に他日臨時總會なりを開いて、これに讓らねばならない。

(2) 議長とその責務

尙株主總會の議長は定款に誰れがなるかを規定するが、それは社長とか代表取締役であり、若し差支へがある時は他の取締役がなるとある。だが何等定款の規定がなければ株主から誰れを選んでもよい。例へば出席株主の多數決で選んでもよければ、また年長の點から選んでもよいが取締役を選ぶことが無難であり、また會社の性質からみても當然である。この議長は議事進行の指揮者で總會議事を整理すべき位置にある。そこで會社によつては定款に「總會の議事及採決の順序方法は議長の意見に依る。若しこれに關して異議ある時は議決權の過半數に依つて定む」とあり、議長の位置を頗る重くみて居る。

偖て株主は總會に於ては議案に就て自由に對論し、また意見を述べることが出來る。然し議事妨害をしてはならぬ。

この議長として注意すべき事項は次のやうである。

(1) 總會に出席した者が眞の株主であるか、どうかを調査すること

(2) 無記名株ならばその株式が總會の日から一週間前迄に供託されたかどうか

(3) 株主の代理人が出席した時は委任狀を持參したか、または其他代理權を證明する書類を提出して居るか

(4) 定款に代理人の資格を制限した時は、その資格の有無を調査すること

(3) 總會議事錄

株主總會の議事が無事に終了したならば最後にこの議事錄を作成して、これを本店及支店に備附け何時でも株主と債權者とに營業時間內は閱覽せしめ得る用意をすることが必要である。この議事錄に記載する事項はただ議案の決議だけを記錄しないで債權者や株主にも株主總會の議事進行が判然たるやうにその顚末要領を記載することが必要であり、この議事錄には總會の日時及場所は勿論出席株主の數、議長、議決權を行使しない株主の氏名、決議方法、贊否の數等まで記錄し、その上株主總會の招集等が正當に行はれたることを證する關係の書類委任狀等を添へて置くことを要する。而してこの議事錄には、議事の經過要領と、その結果に就て記載し議長と出席取締監査役が、これに署名せねばならぬ。

第八節　總會決議の通知

株主總會が終つた後はすべての株主に總會の決議を總會終了と同時に通知するのが普通だ。このことは出席株主に對しては決議を更に確認させるに役立つし、また缺席株主に對しては決議がどうなつたか知らせ得るからである。この總會決議の通知書は最も簡單なるものは次のやうである。

第〇〇〇回定時株主總會結果報告

豫テ御通知申上候通リ本日東京市〇〇區〇〇町壹丁目拾壹番地東日會館〇階會場ニ於テ當會社第〇〇〇回定時株主總會開催致シ議案左記ノ通リ決定相成候間御承知被下度此段及御報告候也

記

一、昭和十三年十二月一日ヨリ昭和十四年五月三十一日ニ至ル事業報告、財産目錄、貸借對照表、損益計算並ニ利益金處分案承認ノ件
　可決承認
一、定款變更ノ件
　定款變更案中第二十二條第十四條及第二十六條變更ノ件ハ之ヲ撤回ス
　可決承認
第二十八條ノ變更ハ原案通リ承認
一、取締役ノ報酬ヲ定ムル件
取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ年額金拾貳萬圓以内トシ各個ノ報酬ハ取締役監査役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム
　以上

昭和〇〇年六月三十日

住　所
株式會社〇〇鐵工所
專務取締役　〇〇〇〇

株主各位

第十章　會社計算と損益處分

第一節　會社計算

株式會社では大體年二回決算をやる。これは半年毎にどれだけの損益があつたか、そして決算日の財政狀態はどうなつて居るかを知るための會計上の手續である。この決算の結果に就ては會社は次のやうな決算關係の諸表を作り株主總會に提出するのである。

1　財產目錄
2　貸借對照表
3　營業報告書
4　損益計算書
5　準備金及利益又は利息の配當に關する議案

(1)　財產目錄

財產目錄といふのは決算日に會社に屬する財產はどういふものから成つて居るかを個々に明細に示した計算表である。この財產目錄は會社が成立した時及毎決算期には必ず作らねばならぬもので、これは編綴し又は特に設けた帳簿に記載して置くことが必要である。それから財產目錄は作成者が署名して、その責任を明かにして置かねばならぬ。この財產目錄は法律の要求に從つて必ず作るべきに拘らず、今でもこれを作らぬ會社が相當あり財產目錄は貸借對照表の借方の部に同じきを以て、これを省略するなんと平然と書いてあるのを見掛けるが困つたものである。

(2)　貸借對照表

貸借對照表といふのは決算日現在に於て會社の財政狀態がどうなつて居るかを總括的に表現する計算表である。我々は、これをみてその會社の良否を鑑別するのである。この貸借對照表は財產目錄と同樣、これを編綴するか又は特に設けたる帳簿に記載し作成者これに署名することである。だが貸借對照表は株主總會の承認を經たならば遲滯なく社會に公表せねばならぬのである。この貸借對照表によつて會社の內容を分析して、その良否を鑑別する方法に就ては拙著「會社分析の基礎智識」を讀まれることをすゝめる。

(3)　營業報告書

營業報告書は決算表ではない。これは決算期間內の營業概況を示す書類で事業狀況が順調であ

るかどうか、株主總會の決議事項はどんなのであるか、また株主の移動狀況はこうであるとか取締役會を何回開催したとか從業員の雇傭、移動、現況等を報告するものである。

(4) 損益計算書

損益計算書といふのは決算期間に會社は經營活動からどれだけの損益を擧げたかを示す計算表である。だからこれは經營能力を表現するものである。

(5) 準備金及利益又は利息配當に關する議案

會社は利益を擧げたならば、これを處分する。この場合、利益の中から法律の規定によるまた任意による積立金を保留し、その殘りを配當金として株主に處分するのである。この損益處分案がこれである。尙利息配當といふのは會社成立の登記後事業の性質から二ヶ年以上開業の出來ないものに對して許した例外で利益がなくとも開業まで年五分以內で利息の形で配當をなすことを認めたものである。だが利息配當は裁判所の認可がなければ出來ない。

前記の決算關係の書類は定時株主總會の日より二週間前に監査役に提出して監査を受け更に取締役は株主總會の日より一週間前に此等の書類と監査役の報告書を本店に備付けて置かねばならぬ。これ等の書類は株主をはじめ會社の債權者は何時でも營業時間內は、それを閱覽することが出來るし、また會社の定めた一定の費用さへ拂へば、其の謄本なり抄本なりを取り寄せることが出來るのである。

第二節　考課狀

會社は前節の書類を株主總會に提出してその承認を經た後は、これを印刷してその承認を經た後は、これを印刷して株主に送附する。これを通常考課狀と呼んで居る。それ故考課狀といふのは會社の營業概況、決算報告、並に損益處分を一括して揭載した書類である。これはパンフレットの形になつて居るのが原則だが、一葉の紙片に印刷したリーフレットのものもある。こゝに簡單な考課狀の實例を示さう。

第〇回營業報告書

大阪市〇區〇〇〇町二丁目十三番地

文化〇〇株式會社

昭和〇〇年九月一日ヨリ昭和十二年二月二十八日ニ至ル第〇期營業報告書、貸借對照表、財產目錄、損益計算書及利益金處分左ノ如シ。

營業報告

第十章　會社計算と損益處分

第一、庶務事項

一、株主總會

昭和〇〇年九月二十八日本社内ニ於テ第〇回定時株主總會ヲ開キ左ノ事項ヲ決議シタリ

一、第〇回(昭和〇〇年上半期)營業報告、貸借對照表、財産目錄、損益計算書及利益金處分案ノ承認ヲ求ムル件

右原案通リ可決ス

昭和〇〇年九月二十八日本社内ニ於テ臨時株主總會ヲ開キ左ノ事項ヲ決議シタリ

一、本社資本金增加ノ件

增資金額ヲ金貳拾萬圓也トシ此ノ株式數四千株壹株額面ヲ金五拾圓也トス

一、株式合併ニ關スル件

從來ノ金貳拾圓拂込濟壹株券貳株券半ヲ併合シテ金五拾圓拂込濟壹株ニ變更

一、定款變更ノ件

定款第三條本會社ノ資本金ハ金貳拾五萬也トスト改正ス

定款第七條本社ノ株式ハ五千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓也トスト改正ス

定款第拾九條本社ハ取締役七名以内、相談役若干名ヲ置クト改正ス

定款第二十三條取締役在任中其ノ所有株式四拾株ヲ監査役ニ供託スルモノトスト改正ヌ

一、新株募集ノ件

右原案通リ可決ス

昭和〇〇年一月二十八日本社ニ於テ臨時株主總會ヲ開キ左ノ事項ヲ決議セリ

一、昭和〇〇年九月二十八日臨時株主總會ヲ以テ決議シタル本社定款變更確定ノ件

一、本社資本金增加新株募集ハ豫定ノ如ク滿株トナリ株金拂込濟ニ付之レガ報告承認ノ件

以上原案通リ可決セリ

一、取締役〇〇〇〇辭任ニツキ、之レカ補缺選擧並ニ取締役貳名監査役壹名增員ノ件取締役〇〇〇〇ノ補缺トシテ技師長〇〇〇〇ヲ推薦シ同氏ハ就任ヲ承諾セリ監査役、取締役增員ノ件ハ當分缺員ノ儘トシ追テ推薦スルコトトセリ

二、登記事項

一、昭和〇〇年二月一日本社資本金增加定款變更ノ件ノ登記ヲ完了セリ

一、右同日西澤清吉辭任登記ヲ完了セリ

一、本社代表取締役淺岡信堂辭任ニツキ昭和〇〇年二月三日之レガ登記ヲ完了セリ

三、株式ノ移轉

當期中ニ株主名簿ニ登錄シタル株式ノ名義書換ハ五件株數二百株ニシテ期末現在ノ株主ハ六十九名ナリ

四、其他

第十章　會社計算と損益處分

昭和〇〇年二月十五日增資株式、合併株式ヲ發行セリ

第二、營業概況

當期中ノ初期ハ前期ニ引續キ故障品ノ修理ト製品ノ改良ニ全力ヲ盡シ〇〇年十一月末漸ク完成シタル確保品ノ賣出ヲ發表シ〇〇年一月販賣ノ新方針ヲ定メ特ニ貿易賣出ノ開發ニ邁進セントスルノ計ヲ立テ本期後半ハ之レガ準備中ニ屬セリトイヘドモ幸ニ改良新品ハ內外商店ノ好評ヲ受ケ二月當初ヨリ販賣力一段增加ノ狀勢ヲ示セリ

尙流線型新品ノ設計ハ已ニ完成セルヲ以テ之ガ販賣力ノ飛躍スル曉ニハ營業成績ノ好轉スル事多大ナラント信ズ本社ハ益々製造能率ノ增進ヲ計リ優良製品確保ノタメ新ニ工場ヲ建設スルノ急務ニ迫ラレ目下着々之ガ準備中ナリ

貸借對照表（昭和〇〇年二月二十八日現在）

資産之部		負債之部	
拂込未濟株金	一五〇、〇〇〇、〇〇円	特許權	一六、二五〇、〇〇
創業費	一、〇〇〇、〇〇	製品	三〇、〇五〇、一〇
機械	一、〇六三、四八	半製品	一、六九二、七五
器具	五、八五四、一七	貯藏品	六、三五九、〇五
什器	二、九三六、三七	材料	八、五二三、〇二
戻品	二、五九七、九三	法定積立金	一一〇、〇〇
受取手形	一、八五〇、〇〇	從業員積立金	二、〇〇
掛賣金	三、四六二、四五	未拂配當金	三〇、〇〇
假拂金	一、三三八、〇〇	前期繰越金	二三四、七八
火災保險料	二三、八〇	保證金	一三二、〇〇
銀行預金(現金)	二九、五三九、〇三	掛買金	五、三三五、三九
振替貯金	七六、三三	仮受金	一八、三二
合計	二六二、六一六、四八	借入金	二、三五〇、〇〇
		當期純益金	四、四〇三、九九
		合計	二六二、六一六、四八

財產目錄ハ貸借對照表借方ニ同ジ

損益計算書（自昭和〇〇年九月一日至同〇〇年二月二十八日）

純益金之部		雜收入	五八、五四
生產品	二四、六九二、八〇円	合計	三六、八二八、一七
販賣益金	一二、〇七六、八三	總損金之部	
		營業費	一二、一七八、三四

第一章　會社計算と損益處分

支拂利子　三一〇・八六
製造費(半製品)　一八、七一九・六〇　修繕費　一、二一五・三八
合計　三二、四二四・一八

差引當期利益金　四、四〇三・九九
創業費償却　五〇〇・〇〇
再差引純益金　三、九〇三・九九
前期繰越金　二三四　七八
合計　四、一三八・七七

利益金處分

金四千壹百參拾八圓七拾七錢

內

金五百圓　當期利益金
金參千圓(年一割)　法定積立金
內譯　貳千五百圓(一株ニツキ貳圓五拾錢)　舊株配當金
五百圓(一株ニツキ拾貳錢五厘)　新株配當金
金六百參拾八圓七拾七錢　後期繰越金

以上

第三節　利益の處分上の制限

多くの會社は定款で利益處分を規定する。例へば利益があつたならばどういふ順序で、またどの程度に法定積立金、任意積立金を設け、またどの程度に重役賞與を與へるといふやうなことについての標準を定めて置く。

この利益處分に就ては次のやうに種々の制限がある。

利益處分制限
- (a) 法規制限
  - 1 商法の制限
  - 2 利益配當令の制限
- (b) 定款制限
- (c) 契約制限

(1) 法規制限

(a) 商法の制限

商法上の制限には次の二つがある。

(1) 繰越缺損があれば、この缺損を塡補した後でなければ利益處分をなし得ない。

(2) 法定積立金を設けなければならない。改正商法では資本總額の四分の一に達する迄は毎決算期の利益の二十分の一以上を積立てゝ行かねばならぬ。また株式プレミアムは發行費用を控除した殘額を法定積立金に繰入れねばならない。

これは法律による强行規定で、これを免除する規定を設けても無效である。それから、この法律上の制限を無視して配當した場合は會社の債權者は、これを會社に返還させることを要求することが出來る。

(b) 利益配當令の制限

我國では現在の戰時體制に於て配當制限令を公布した。この法律は國家總動員法第十一條によつて發令されたもので、昭和十四年四月十日から實施されたのである。これは要するに或る率以上の配當を制限したので會社は配當をなすに當つて基準配當率までしか配當が出來ない。その概要は次のやうである。

1、配當制限を受ける會社

利益配當の制限を受ける會社は資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計又は基金總額）二十萬圓以上の會社である。斯る會社は主務六臣の認可を受けなければ基準配當率以

上を配當することが出來ない。

2、基準配當率

この基準配當率は昭和十三年十一月三十日現在の利益配當率を指すのである。そして同日前一年以內に利益配當を決定した會社に於てはその決定した配當率の最終のものが、その基準配當率に當るのである。例へば昭和十三年十月に於て決算して一割二分の配當を決定したならば、これが基準配當率となるのである。だが、この普通配當の他に臨時的に記念配當とか特別配當をしたならば、その名稱の如何を問はず、これを除外するものである。然し特別配當といふ名でも恒例的に且つ定期的に繼續されて居る配當は基準配當率に繰入れられるのである。但し、これを繰入れるかどうかは政府に申請して許可を得なければならない。この申請があれば政府は利益配當審査委員會に掛けて許可するか否かを定めるのである。

3、基準配當率のない場合

基準配當率のない會社、例へば從來無配であつた會社とか、まだ一度も決算する機會のない會社とか今後新に設立される會社は、すべてこの基準配當率を六分とする。この六分以下であれば政府の認可なくて自由に出來る。

それから二つ以上の會社が合併した場合そして昭和十三年十一月三十日以前一年以内に合併後の利益配當を決定したことのない會社では、これまた基準配當率を六分とするのである。だが昭和十二年十二月一日以後に合併して十三年十一月三十日迄に利益配當を決定してない會社にあつては會社の申請によつて主務大臣が合併前の各自合併に參加した會社の利益配當の實情に就て調べこれを土臺として基準配當率を決定するのである。

偖て前記の如きが基準配當率の決定法であるが、年六分以下の配當をなすものは主務大臣の認可を受くる必要はなく、それから配當率が一割に達する迄は基準配當率に毎營業年度に一分（一年を營業年度とするものは二分）づゝ增配してもよいのである。

（2）定款制限

定款に於て任意積立金、別途積立金を利益の何分の幾つ積立てると規定する時は定款に依つて株主に配當する前に、この積立金を設けねばならぬ。これ定款による配當制限である。

（3）契約制限

事業の性質によつては報償契約によつて利益配當に制限が加へられる。例へば東京瓦斯の如きは東京市との報償契約で九分以上の配當は出來ないことになつて居る。それから社債發行に際し減債基金附の約款を與へた時は社債契約によつて利益處分前に、契約によるだけの減債基金を設けなければならない。

第四節　利益配當の支拂方法

（1）株主總會の承認

決算が濟んで當期利益金が確定すれば既に述べたやうに取締役は利益處分案を作成する。勿論取締役會があれば、ここでプランを立てるのである。だが配當支拂が確定するのは株主總會の承認を經てゞある。それ故取締役または取締役會は自分勝手に利益處分をやる譯にはゆかぬ。それは結局取締役の處分案が鵜呑に承認されても必ず株主總會に於て承認の形をとらなければならない。

偖て利益處分案が株主總會で承認されると、ここで株主に對して會社は配當を支拂はねばならない。そこで承認後は會社は配當取消をなすことが出來ないし、またなしても無效であることを知らねばならぬ。

（2）配當通知書

配當の支拂は株主總會終了と同時になすものである。そのためには豫め印刷してある配當金支拂用紙を各株主に總會直前に送り總會（總會の日は豫め通知してある）終了と同時に配當金を受取り得るやうにする場合もあるが、多くは用意したる利益配當通知書と配當金支拂用紙とを總會終了直後に送る。

この配當通知書は次のやうである。

拝啓益清御祥泰賀候陣者當會社昭和〇〇年上半期定時株主總會本日開催ノ處第貳拾五回（自昭和〇〇年拾貳月五月至昭和〇〇年）營業報告書、貸借對照表、財産目錄、損益計算書並利益金處分案ハ孰レモ原案通リ承認可決相成候ニ就テハ配當稅ヲ差引タル利益配當金壹株ニ付金貳圓拾五錢六厘貳毛五糸也明二十五日ヨリ御支拂可申上候間豫テ總會通知書ト共ニ御送付申上置候領收證ニ所要事項御記入ノ上同領收證記載ノ注意書ニ基キ御受取被成下度此段御通知申上候尙第貳拾五回報告書及株主名簿各壹部玆許同封御送付申上候間御査收被成下度候也

昭和〇〇年六月二十四日

東京市〇〇區〇町貳丁目壹番地壹
〇〇レーヨン株式會社

株主各位

偖て配當通知書に於ては株主が當配金を受取る上に於て種々面倒の起らぬやう注意を與へることが普通である。その主なる注意事項を列擧すれば次のやうである。

〔例一〕　〇〇織工所の例

一、領收證ニハ豫テ御提出ノ印鑑ト同一印章ヲ御押捺ノコト
一、領收金額ノ數字ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ御使用ノコト
一、御訂正ノ箇所ニハ必ズ訂正印御押捺ノコト
一、受取人ガ會社ナルトキハ參錢印紙御貼用ノコト（拾圓未滿ヲ除ク）
一、送金御希望ノ方ハ※爲替取組地名欄御記入ノ上本領收證ヲ支拂場所ヘ御送付セラレタシ
　但シ送金費用ハ配當金中ヨリ差引クモノトス
一、配當金ハ御取引銀行又ハ郵便局ヘ取立方委託セラルヽヲ御便宜トス

〔例二〕　〇〇レーヨン株式會社の例

御注意

一、配當金領收證ノ金額相違ノ爲取扱銀行ニ於テ支拂ニ難應場合往々有之候ニ付御記入方特ニ御注意被

成下度候

二、配當金御受取ノ場合ハ可成銀行取扱期間内ニ領收證ヲ直接御取引銀行ニ御拂込相成度候（郵便局若クハ銀行ニ取立方御委託被成下候テモ宜敷候）

三、配當金送金御希望ノ向ハ配當金中ヨリ送金ニ要スル郵稅等差引殘額御送金可申上候

（3）配當金領收證

配當支拂用紙は卽ち配當金領收證である。これは配當通知書と共に一枚の紙に接續して居り、ミシン入の切取線があるだけである。また會社によつて株主總會決議通知書に接續して、この配當金領收證を附加して居るが、こういふ場合は決議事項の後に「右原案ノ通リ可決確定依テ配當金領收用紙相添ヘ御通知申上候」といふやうに配當通知を頗る簡潔にして居る。

拜啓第〇回定時株主總會ノ決議ニ依リ左記ノ通リ利益配當金ヲ御支拂可仕候　敬具

尙支那事件特別稅法ノ公布ニヨリ配當金中配當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十ニ相當スル金額ヲ利益配當特別稅トシテ配當金支拂ノ際徵收サルヽコトト相成申候

記

一、配當金　年八分ノ割　壹株ニ付キ　金五拾錢

內利益配當特別稅控除額　超過配當率一分ノ百分ノ十　壹株ニ付キ　金六厘貳毛五絲

差引御支拂額　壹株ニ付キ　金四拾九錢參厘七毛五絲

一、支拂場所　東京市日本區通壹丁目拾壹番地　株式會社〇〇銀行

一、支拂期間　昭和〇年拾壹月壹日ヨリ同月參拾日迄

但シ拾貳月五日以降ハ當會社ニ於テ御支拂可仕候

右御通知申上候也

昭和拾貳年拾月參拾日

東京市麹區〇〇町〇丁目〇番地

〇〇鑛業株式會社

株主各位

註　配當金領收證の後には次頁の如き受領證が添へられるのが普通である

一、利益配當特別稅ノ控除額ハ合計ニ於テ厘位以下切捨ノコト

一、御印ハ當會社ヘ御届出ノ印鑑ト同一ノモノヲ御押印ノコト

所場拂支	
昭和〇年拾貳月五日以後	昭和〇年拾壹月參拾日マデ
昭和〇年拾壹月壹日ヨリ	東京市日本橋區通壹丁目拾壹番地　株式會社　〇〇銀行
東京市麹町區大手町貳丁目八番地七　〇〇鑛業株式會社	

〇〇鑛業株式會社　御中

株主　住所　記名調印

昭和　年　月　日

右正ニ受領候也

課內			
差引金	円		
內利益配當特別稅	株分	円	壹株ニ付金六厘貳毛五絲
利益配當金	株分	円	壹株ニ付金五拾錢

一金　但シ第壹回利益配當金　年八分

配當金受領證

合照	
印鑑	
金額	

第〇期

商事會社ニアリテハ收入印紙貼用ノコト

（4）利益配當稅

現在に於ては利益配當に對しては支那事變特別稅が課せられて居る。卽ち株主が受取る配當金中、配當率が年七分以上を超ゆる金額に對しては百分の十の特別稅が徵收される。例へば五十圓全額拂込の株式に就て年一割の配當をすれば、その期の配當額は一株二圓五十錢である。だが七分を超ゆる金額七十五錢に就ては利息配當特別稅が七錢五厘課せられるのである。この特別稅は株主が直接納稅するのでなくて會社が配當支拂に先立つて、これだけを控除して株主に渡すことになるので、會社はこの預り稅金を翌月十日までに日本銀行に納めるのである。そのため七分以上の配當をする會社では配當用紙が複雜になつて來たが、現在では前掲の用紙と異つて東京手形交換所の考案した形式に從ふやうである。この改良形式は利益配當特別稅を配當額から直接に控除して正味手取額だけを示したものである。この利益配當稅に關しては株主の便利のために配當用紙の裏面へなりと支那事變利益配當特別稅の要點を拔萃して示すことが親切であり株主は配當支拂に關する會社の注意書に十分留意すべきである。

（5）配當支拂場所

配當金の支拂は株主が配當金を受取る便宜のため、それから會社では一々本社で支拂ふことの厄介を避けるために、大體取引銀行に支拂を委託するのである。そのためには會社は支拂事務に就て豫め取引銀行と契約するのである。會社がこの支拂取扱銀行を指定し、また支拂期間を定めた時は、その期間中は支拂場所で取扱ふのであるが、その期間後は大抵本社なり、または支店出張所なりで取扱ふのである。勿論取扱銀行の支拂期間中でも指定の場所で配當の支拂を受けなくとも配當金領收證に記載署名の上これを同封して直接本社に請求すれば配當金を郵送してくれる會社もある。この際は郵送の實費は送金請求株主が負擔しなければならない。また集金郵便を利用してもよい。處が會社によつては銀行支拂期間中は會社では配當の支拂をしない旨を特に記載して必ず銀行で受取らせるものもあるから注意を十分讀んで理解して置くことが必要である。

第五節　配當を受ける株主

(1) 配當請求權の時效

利益配當を受取るべき株主は誰れであるかゝ定款に規定されてあれば、それに該當する者が配當を受くる株主である。例へば決算日の株主とか株主總會當日の株主とかいふやうに規定してあれば、それによる。そうでなければ株主總會當日の株主が、法律的には配當を受取るべき權利のある株主である。

この利益配當は、株主總會の決議後支拂はれるが、この支拂請求を何時までもしないと時效にかゝつて權利が消滅する。若しこのことに關し定款に何等の規定がなければ時效にかゝるには十ケ年を要するが大抵の會社は二年乃至三ケ年間利益配當の請求がなければ時效にかゝることを定款で規定して居る。株主は、この時效にかゝらぬやうに注意することが必要である。

(2) 記名株の配當受取

株主は利益配當金を、どういふやうにして受取るか？　前に述べたやうに株主には配當通知書に添へて配當金領收證が送られる。そして、その通知には大抵封筒の表に「配當金領收證在中」と朱記されてあるから判る。

(a) 受取る注意

この領收證を受取り總會直後に支拂を受けやうとする株主は、その領收證に所有株式と、その一株の配當率（配當率は配當通知書に示されるし、また多くの會社は同時にこの配當率で計算した一株の受くべき金額も併せて記載して居る）とによつて配當として受取るべき配當額を計算し

て明瞭に且つ違算のないやうに記入の上、豫て會社に届出の印鑑を鮮明に捺印する。勿論住所姓名を正確明瞭に書くべきことは申添へる迄もない。

尙ここに一寸配當率に就て述べて置きたいが、この配當率は我國では定款によつて各株式に就て實際に拂込んだ株金額の割合で表はすべきもので、それは一年を以て計算の單位とするのである。それ故或る會社が三十五圓拂込の株式に一割の配當をすると云へば其期の株主の受取るべき配當は一圓七十五錢である。何故かと云へば拂込株金額の年一割は三圓五十錢であり、年二回の決算が普通であるから其期の分は、その貳分の一卽ち一圓七十五錢である。

それから配當金額領收證記入に就て注意すべき點は

(1) 株金の拂込額によつては壹株の配當額に端數が生じ、またこれを持株に乘じて計算する時この合計額に端數が生じた時は厘以上は切捨である。勿論この點は領收證にも注意がしてある。

(2) 營業年度の途中で拂込をした場合は配當は拂込の當日から計算して與へるもの故、その點に注意されたい。だがこれも株主が計算しなくても差支へないやうに會社が正確に計算の上配當額を示して置いてくれる。

(3) 記入を訂正した場合は必ず訂正印をして置くことが必要である。

前記のやうに配當金領收證に記入署名の上は、これを取扱銀行に持參して引換の上、現金を受取るのであるが、自分で銀行に行つて受取ることが厄介な場合は取引銀行に取立を依賴する。そうすると取引銀行は配當期間が來て居る領收證であると丁度現金のやうに取扱つてくれて直ぐに預金として記入してくれるから至つて便利である。尙株主が遠方のため取引銀行もなし、また自分で取扱銀行まで出て來ることが出來ないやうな場合には配當金領收證を同封の上、取扱銀行から送金してもらうことが出來る。その時は間違の起らないやうに書留郵便で送ることが必要だ。また送金を依賴する時は受取場所として最寄の銀行かまたは郵便局を指定してやることが取扱銀行に對して親切だし、また便宜だ。そうでないと飛んだ不便な處へ送金される惧かあるからである。會社によつては配當金郵送の依賴があると、株主の負擔を減ずるため振替貯金現金拂を用ひる。だが振替貯金を用ひれば、その到着が幾分遲れる。尙配當を受取るには前記の他に集金郵便を利用することも出來る。

次に配當を自分で受取らず代人を以てする場合は委任狀を添へることを忘れてはならぬ。また個人が配當を受取る時は別に印紙を貼る必要はないが、營利法人の會社が受取る時は收入印紙三

錢を貼用することを要する。それから取扱銀行の支拂期間までに配當を取らないやうな暢氣な株主は餘りたくさんは無いであらうが、何かの都合で受取らなかつた時は、その期間を過ぎると取扱銀行で受取ることが出來なくなるから、その時は直接會社に請求して受取るべきである。それからこの配當領收證を紛失した時は、その理由を附して會社へ申出でると再交付してくれるが、この領收證は失はないやうに株主が各自注意すべきである。

(b) 配當には利息の請求が出來ない

最後に配當に就ては利息を請求することが出來るか？　これは勿論出來ない。なんとなれば會社は株主總會の承認と同時に配當支拂の用意をなすものであり、これを受取ると受取らぬとはまつたく株主の意向一つであるから、これに對してまで利息を拂へる必要はない。また株主も配當の利息まで取らうといふのは少し蟲が良すぎる。會社によつては定款に特に配當は利息を請求することを得ずと規定して、この點を明確にするものがある。

第十一章　增　資

第一節　常態增資と變態增資

會社が現在の資本で不足する時は增資をする。この增資は現行法では特別法で特に許されるものを除いては全額拂込濟でなければ出來ない。この全額拂込濟の增資を常態增資と云ひ得る。斯やうに現行法では全額拂込濟でなければ增資は認められないのであるが改正商法では、全額拂込前の增資が許されることになつた。それ故改正商法が實施されると變態增資といふものは姿を消す筈である。それでは變態增資といふのはどういふのか？

この變態增資といふのは全額拂込をしてない會社が同系統の子會社を別個に新設して、その新會社が成立したならば吸收合併し、これによつて增資をなすのを指すのである。この變態增資は好景氣の時代には盛んに行はれるもので昭和八、九年後の好景氣時代には、この變態增資が流行した。中にはプレミアム稼を目的とするやうな變態增資もみられた。株式會社に於て資本金二十萬圓以上の會社が增資をなす場合は臨時資金調整法によつて一定書式の下に增資の認を可政府に申

請し、その認可を受けねばならぬ。

第二節　増資の形態と方法

資本を増加するに次の二つの形態がある。

1　**形式上の増資**　これは會社の公稱資本は増加されるが實質的には經營資金が新に増加しないのである。この形式的増資は例へば積立金を取崩す一方増資をなし、この増資拂込は、この取崩し株主に配當すべきものを當てるのである。從つてこの形態では社内留保が資本に振替へられるだけで經營資金は新に拂込まれないから資金の増加はない。形式だけが増資の形をとつたのである。またこれと異つて會社の負債を資本に肩代りして増資することもあるがこれも形式的増資の一つである。これは會社の整理の場合に屢々とられる増資の形である。

2　**實質上の増資**　これが普通の増資方法で新に新株式を公募するなり舊株主に割當てたりして増資額だけ經營資金が増すものである。

次に増資方法であるが、これには次の三つがある。

（1）**額面を増加するもの**

これは増資だけ新株を發行しないで額面を引上げるだけである。從つてこの増資方法では株式數が増さないため議決權の増加は起らない。この増資方法をとる時は必ず株主全部の同意が必要であつて普通の増資のやうに特別決議で定める譯にはゆかない。この増資方法は稀にしか用ひられない。

（2）**株數を増加するもの**

これは増資だけ新株を發行する遣方で一般の増資方法である。

（3）**兩方法を併用するもの**

この増資方法は新株も發行すれば同時に額面の引上をやる混合法である。これも實際には使はれない。

第三節　新株引受權

新株引受權といふのは増資新株の優先募入權である。大體増資は公募するのであるが、多くの場合舊株主に對して新株引受權が與へられる。この權利が與へられることは特に優良會社の場合

は株主にとつて恩惠である。最近の增資をみると新株引受權を與へることが寧ろ原則だ。この新株引受權といふものは株式に固着して居る當然の權利でないので定款に特にそのことが規定されてあるのでなければ株主總會の決議によつて與へるのである。この新株引受權は必ずしも株主だけに與へられるものでなく會社の緣故者、功勞者、從業員、社債權者等々にも與へられることがある。

係る新株引受權を株主に與へる株主總會の決議が定まつたならば株主に對しては次の如き新株割當の通知が發せられる。

昭和〇〇年八月〇日

株主各位

株式會社　〇〇鐵工所
專務取締役社長　何　某

新株式割當通知書

拜啓益々御清榮奉賀候　陳者昭和〇〇年〇月〇日開催ノ臨時株主總會ノ決議ニ基キ資本增加ノ爲メ發行スベキ新株式ノ內貴殿ヘノ割當株數ハ別紙申込證有葉ニ記載ノ通リニ付申込證記載事項並ニ左記募集規程御承認ノ上御引受相願度御承諾ノ上ハ申込證貳通ニ各相當欄御記入御捺印ノ上來ル八月十五日ヨリ九月一日迄ノ間ニ申込證據金（壹株ニ付金拾貳圓五拾錢）相添ヘ左記取扱所ニ御申込相成度此段御通知申上候

追而御郵送ノ場合ハ必ズ書留郵便ヲ以テ期日（九月一日）迄ニ取扱所ニ到着致ス樣御差出被下度候

敬具

增資新株式募集規程

一、當會社資本增加ニ伴フ新株式貳拾萬株ハ昭和〇〇年七月三十一日現在ノ株主中ヨリ之ヲ募集ス

二、昭和〇〇年七月三十一日現在株主ハ其ノ所有株式壹株ニ付壹株ノ割合ヲ以テ新株式ノ引受申込ヲナスコトヲ得

三、第壹回拂込金額ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トス

四、新株式ノ引受ヲナサントスル者ハ當會社所定ノ株式申込證貳通ニ夫々記入ヲナシ記名調印（豫テ屆出ノ印鑑）ノ上申込證據金ヲ添ヘ左記取扱所ヘ差出シ申込ムモノトス

取扱所

東京市京橋區銀座壹丁目四番地　株式會社　〇〇銀行京橋支店

（以下省略）

五、申込並ニ拂込期間ハ昭和〇〇年八月十五日ヨリ昭和〇〇年九月一日迄トス

六、前項期間內ニ申込證據金ヲ添ヘ申込證ヲ前記揭所ニ提出セザル時ハ新株式引受ノ權利拋棄ト看做ス

七、左記各號ニ該當ノモノハ事情ノ如何ヲ問ハズ之ヲ無效トス

イ、第壹回拂込金ノ添付ナキ申込

ロ、割當株數ヲ超過シタル株數ニ對スル申込

ハ、申込期間後ニ爲シタル申込

八、引受ナキ新株式ノ處理其他前各項以外ノ株式募集ニ關スル事項ハスベテ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

以　上

◎御　依　賴

印鑑簿整理ノ爲メ同封印鑑用紙貳葉ニ夫々豫而當社ニ御届出ノ印鑑御押捺ノ上必ズ申込證ニ添付シ取扱所宛御差出被下度候

申込證作成ニ就テノ注意

申込證ハ資本增加ノ登記ノ關係上不備ノ點有之候場合ハ手續ニ種々支障ヲ來シ可申候ニ付左記事項御留意ノ上御作成被下度候

一、申込證ハ貳通連續ノ儘横書ニテ夫々御記入ノ上壹通ニハ必ズ參錢收入印紙ヲ貼付シ之ヲ御消印ノコト

一、印鑑ハ豫而當社ニ御届出ノモノヲ御押捺ノコト

一、株數、金額、番地ノ數字ハ一、二、三等ノ略字ヲ用ヒズ凡テ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ御使用ノコト

一、住所ハ正式ニ府縣郡市町村字番地迄御記入ノコト

一、申込證訂正ノ箇所ニハ必ズ訂正印ヲ御押捺ノコト

以　上

それと同時に前記通知の他に新株割當に就ての新聞廣告をすることが株主にとつては親切だ。次にこの新株引受權は或る特定日の株主に對して與へるため名義書換白紙委任狀附で株式を取得した株主は名義を完全に書換へて置くことが必要である、特に新株引受權を株主に與へる時は割當整理のため名義書換停止をするから注意すべきである。我々はよく新聞紙上に次の如き公告をみるが、これは新株引受權と名義書換に關する公告である。

（その一）

株主各位へ

當社ノ件ニ關シ資金調整局ヨリ正式認可有之候ニ付株主總會ノ決議ニ基キ新株式ハ來ル八月三十一日現在株主各位ニ對シテ割當募集仕候就而ハ持參又ハ郵送ヲ問ハズ八月三十一日午後五時迄ニ正式ノ書類ト共ニ名義書換ヲ申出ラレタル向ニ限リ新株式取得ノ權利有之爾後ノ名義書換分ニ對シテハ右ノ權利

無之候間御了承願上度爲念右公告候也

昭和〇〇年八月二十日

東京市本所區業平橋一丁目

〇〇〇機械工業株式會社

（その二）

増資新株式ニ就キ御注意

昭和〇〇年七月三十一日開催ノ臨時株主總會ニ於テ當會社資本増加ノ件ハ原案通リ決議有之増資新株式ハ來ル八月十五日現在株主ニ對シ之ヲ割當ノ事ト相成居候ニ付テハ株式名義書換未了ノ方ハ同日迄ニ其手續被成下度郵送又ハ持參ヲ問ハズ株式名義書換ニ必要ナル一切ノ書類ガ同日午後四時迄ニ當會社ニ到着不致節ハ右割當ヲ受ケ得ザルコト、可相成次第ニ有之候ニ付此義爲念御注意申上候

昭和〇〇年八月

東京市麹町區丸ノ内貳丁目拾番地

〇〇商事株式會社

株式名義書換停止公告

昭和〇〇年八月十五日現在株主ニ對シ増資新株式割當整理ノ爲メ來八月十六日ヨリ同月三十一日迄株式名義書換ヲ停止仕候

昭和〇〇年八月

東京市麹町區丸ノ内貳丁目拾番地

〇〇商事株式會社

この新株引受權によつて新株の申込をする場合は、その引受價額は原則としては額面である。勿論額面以上の引受を必要とする時は豫めそれを定めるがそんな場合は比較的稀である。この新株引受權によつて株式引受の申込をなす場合は新株引受通知書に同封の、または通知書に接續する新株申込用紙二通に必要の記入をなし申込證據金（それは大抵第一回拂込分の十二圓五十錢である）を添へて取扱銀行に提出するが、それは必ず申込期限内にせねばならない。若し新株割當通知書を紛失した時、または其の他の理由で喪失した時は取扱場所でなく本社または指定の支店出張所に申込期限内にその事情を申出で適當の處置をとらねばならない。また株式割當數は會社から通知書に明確指定するから、それを訂正してはならないし訂正すると無效になる。兎に角新株割當通知書を熟讀して何かと問題の起らぬやうに注意することが必要である。

この新株割當による引受權は株主に與へられた特權であつて必ず引受けねばならぬ義務はないものである。それ故全然棄權しても差支へなければ一部棄權して一部だけを引受申込をしてもよい。それは、まつたく株主の自由である。そして株主が種々の都合から割當株數の一部だけを申込んで置き、その後殘株を追加したい時は申込期限内ならば差支へないが、この際は取扱場所で取扱ふと整理上、不便である故直接會社に申込ませる。だが、證據金を附して割當以上の引受を申込んでも、それは割當を超過する部分だけは無效である。この新株引受權によつて期限までに申込んだものは會社は優先募入しなければならぬが、期限が經過しても申込をしない場合は、その新株引受權は放棄したものと看做される。

偖て新株引受權は權利であつて、義務ではないから厭ならば、また特別の事情があるならば引受けなくてもよい。然しその會社が優良會社であれば株主は引受けなくては損である。借金してでも引受けることが得な場合がある。例へば今株價が百圓もして居る會社が新株引受權を與へるならば額面を超過する金額は五十圓だ。そして四分の一拂込として若しプレミアムの掛目を四割とすれば、その新株引受權は二十圓の値打がある。これならば少し位借金しても無條件に得である。だが新株引受權が與へられても株價が株價を上廻ること僅かの場合はこの權利を使ふかどうかはよく採算してみるがよい。こんな場合には新株引受權が放棄されることが多い。然し新株引受權の放棄は優良會社だとて全然ない譯ではない。斯やうに新株引受權による引受のない株式の處分に就ては通常取締役に一任される。だが、引受のない株式の處分が出來ぬ時は取締役は連帶責任で、それを引受けなければならぬし、申込取消の株式に就てもそうである。

次に舊株主に對し新株引受權を與へる時、その割當比率が舊一株に就て新一株といふやうな場合は割當に適しない株式は起らぬが、舊二株に就き新一株とか舊三株に就て新一株とかいふやうに割當てると割當に適しない端數株が出て來る。この割當不可能な端數株の處分は大體取締役に一任といふ形を採るが、こんな場合、株主にとつては割當不可能な端數株でも、それは一つの權利である。そこで斯やうな端數株は取締役が併合して共同引受の途を講ずるか或は株主から代表者を選んで、これを引受けさせ他日登記後に於て適當の價額で處分して、その諸費用を差引いたものを端數株主に割戻すものである。

第四節　增資新株の拂込

增資の場合新株引受權が與へられると既に知るやうに通常申込證據金として第一回拂込金に相

當する額を取る。そしてこれを第一回の拂込金に振替へるのである。若し株主が新株引受權によつて新株の引受をなし申込證據金を添へて取扱場所に提出するとこれに對して領收證をくれる。これは申込證據金の受取ではあるが、また第一回拂込金領收證でもある。故にこれは大切に保存して置かねばならない。こゝにその領收證の例を示せば次のやうである。

（表　面）

何々株式會社
新株式申込證據金　領收證

金何圓也

但シ新株何株分　壹株ニ付　金拾貳圓五十錢

右正ニ領收候也（又ハ右ハ株式會社何々新株式第一回拂込トシテ正ニ領收候也）

昭和〇〇年〇月〇日

何某殿

何々株式會社
新株式申込取扱所
何々銀行

追而右申込證據金ハ新株式第壹回拂込金（壹株ニ付金拾貳圓五十錢）ニ振替充當可致株式出來ノ上ハ本證ト引換ニ御渡シ可申候尙本證ノ分割ハ御斷リ申上候

（裏　面）

證

表記新株式ニ對スル株券正ニ領收候也

昭和何年何月何日

住　所
何主氏名　何　某
（御屆出ノ印御捺印ノコト）

何々株式會社　御中

次に新株を公募する場合は、會計新設の場合のやうに社會に募集廣告をなし株式申込證によつて申込をなせさる。その手續は會社新設の場合と同じである故、その說明は省略するが、こゝでは新株式募集の場合の株式申込證の記載事項を示す。

1、會社の商號

2、增加すべき資本の總額
3、資本增加決議の年月日
4、第一回拂込の金額
5、(イ) 株式の讓渡制限、株券の裏書禁止または株主の議決權の制限を定めたる時は、その旨
(ロ) 株金の拂込を取扱ふべき銀行または信託會社及其の取扱場所
(ハ) 新株の額面以上の發行
(ニ) 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格及之に對して與ふる株式の種類及數
(ホ) 資本の增加後に讓受くることを約したる財産、其の價格及讓渡人の氏名
6、數種の株式ある時または異種類の株式を發行する時は新に發行する株式の內容及數
7、一定の時期迄に報告總會が終結しない時は株式の申込を取消すことを得べきこと

第五節　株式プレミアム

新株の一部が公募される時は屢々プレミアム附で募集される。この株式プレミアムといふのは株式額面を超過する金額である。新株がプレミアム附で募集されるのは、その會社の業績が香しく高率配當でもして居るやうな際である。言葉を換へれば會社の前途が有望な時は新株引受申込者は額面より高い値段で募集されても應募する。會社が株式をプレミアム附で募集する時は、このことを必ず定款に記載せねばならぬが、それはたゞ額面以上で發行するといふ程度でよい。新株募集の際のプレミアムは舊株に對してどの程度で採算するか？　これを俗に掛目といふが、それは舊株の額面超過に對して次の程度である。

1　四分の一拂込（十二圓五十錢拂込）　三五——四〇%
2　二分の一拂込（二十五圓〃）　六〇%
3　四分の三拂込（三十七圓五十錢〃）　八五%

それ故例へば今全額拂込の會社で、その相場が一株百二十圓の價格を保つて居る場合、倍額增資をしやうとし新株を四分の一拂込とすれば、プレミアムの掛目は前記のやうに三五乃至四〇%であるから、若しこの掛目を四〇%とみれば新株のプレミアムの採算は二十八圓程度である。それから新株を三十七圓五十錢徵收するとすればプレミアムは大體五十九圓五十錢程度となるので

ある。

尙こゝに注意申上げて置きたいことは會社の中には最初からプレミアム稼を目的として不自然に人氣を煽る手段に出て株價を不當に吊り上げ利益をむさぼらうとする徒輩があるから、投資家は相當の鑑識眼を持つことが必要だ。曾て某パイプ會社がプレミアム稼のため一割二分の蛸配當をやつたが、それは變態增資の前提のための株價吊上げの目的に他ならなかつた。そして新設會社の新株一株に就き二十圓均一のプレミアムを附したのであるが、當時同社の株價は十二圓五十錢拂込であつたに拘らず九十圓以上といふ驚くべき價格に騰貴した。然るに增資後、その內容の不良が暴露され一躍無配當となつてからは株價は見るも哀れに三四圓の程度に暴落した。鑑識眼のなかつた投資家は、ただ暗然たる狀態だつた。用心すべきである。

第六節　株式の轉換

改正商法で增資に關して最も注目すべき點は株式の轉換問題である。これは今度全然新に加へられた規定である。卽ち改正商法には次の規定がある。

「資本ノ增加ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル新株ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ轉換ヲ請求シ得ベキ期間及轉換ニ因リテ受クベキ株式ノ內容ヲ定ムルコトヲ要ス」

この株式の轉換は增資の場合に限られるものであり、それは新株引受者が、その引受けた株式（これまた普通株でも優先株でも差支へない）と轉換することが出來るのである。そしてその轉換權は株主の掌中にあるので會社にあるものではないから、株主は自由に轉換をなすことが出來るのである。この轉換に就ては必ず定款に規定することが必要であり、その規定は轉換を請求し得べき期間は何時から何時まで、また轉換によつて受くべき株式の內容は何であるかを定めることが必要である。この株式の轉換を認めるに至つたのは增資の引受を容易ならしめ、また投資慾を刺戟するためである。

この株式の轉換を許す時は、このことに關し株式申込證や株券や株主名簿に次のやうな記載をなして置くことが必要である。

1、株式を他の種類の株式に轉換し得ること
2、轉換によつて發行すべき株式の內容
3、轉換の請求をなすことを得る期間

この株式の轉換は增資登記に、此等の事項も登記しなければならない。

この株式の轉換が增資に當り定款で許された時は、その轉換を請求期間內になさうとするには株式轉換請求書を二通作成し、これに轉換しやとする株式と請求の年月日を記載し株主署名の上で株券に添へて會社に提供することが必要である。そうすれば會社は株式を轉換してくれるのであるが、その轉換の效力は請求をなした時の營業年度の終に於て生ずるものある。

第十二章　減　資

第一節　減資の理由

減資とは株主總會の決議を經て公稱資本を減少することである。この減資は大體事業は失敗した弱體會社が財政建て直しのため行ふのであるが、尙其の他(1)資本が過剩であるとか、(2)株價並に配當率引上のため、(3)優先株を消滅するため、(4)合併條件の均衡を得るため、(5)失權株整理のため等々がある。それ故減資は必ずしも弱體不良會社だけに起る問題ではないが先づ多くの場合事業に失敗した時に行はれるものである。

第二節　減資の形態と方法

減資にも(1)形式上の減資と(2)實質上の減資と二つの形態がある。第一の形式上の減資といふのは公稱資本金は減少するけれど實質的には會社財產は減少しない。減資と云へばこれを指すことが多く卽ち公稱資本だけ減少して缺損が姿を消すといふやうなことは屢々行はれる。これに對し

て實質上の減資とは公稱資本金も減少すれば同時に會社財産も減ずるもので例へば株金の一部を株主に拂戻して減資するが如く、また未拂込株金の拂込免除、株式の買入消却の如きは實質的減資である。次に減資方法を擧げれば次の三つがある。

1　株金額の減少
2　株數の減少
3　混合減少

(1)　株金額の減少

これは株式數は從來の儘とし株式の額面額を變更して減少する方法である。例へば額面百圓の株式を減額して五十圓とするやうなもので、この額面が半減することによつて株數は從來通りで も資本金が半減することは明瞭である。この減資方法は現在の我國では殆んど用ゐられない。なんとなれば我國では百圓以上の額面を持つ株式は寥々たるものであり、殆んどすべての株式が額面五十圓であり、且つ五十圓以下の額面は全額拂込でなければ二十圓まで下すことが出來ない關係上、五十圓拂込濟の株式に於て株金額を半額減少すれば二十五圓となり、これは法規上許されないからである、これに關しては大いに議論のある處で資本減少の際は、額面を切捨て二十圓なり二十五圓なりに減少することが出來ると解するものがあるが、これは出來ないと解することが穩當であると考へるから實際には、この方法を採らない。また事實この減資方法をとつて二十圓なり二十五圓に株金を減額する例は寡聞にして知らない。

この株金額を減少する方法にも、また次の三つがある。

(a)　免除

これは株式に未拂込がある場合に、その未拂込の部分だけを徵收免除するのである。例へば百圓の額面ある株式で既に七十五圓拂込濟で二十五圓（四分の一）だけが未拂込となつて居る場合その二十五圓の拂込徵收を免除して減資するものである。この際注意すべきことは免除によつて株式額面が五十圓未滿となつてはならぬことである。故に百圓以上の額面を持つ株式會社でなければ實行されぬ減資方法である。

(b)　拂戻

これは株主が既に拂込んだ金額の一部を株主に拂戻す減資方法である。例へば額面百圓、全額拂込の會社で、資本を半額減資しやうとする場合、この拂込金額の中半額即ち五十圓を現金で拂戻す場合がこれである。この拂戻をなす際は、これまた額面が五十圓以下となつてはならない。

(c) 切　捨

これは免除するものでもなければ拂戻をなすものゝ如く實質的の減資でもない。たゞ額面を切捨て減資するのである。卽ち最初に述べたやうに例へば會社缺損を株主に負擔させて、それだけ切捨てるものであるから形式的減資である。

前記の株金額の減少をなして減資することは現在の我國では餘り例を聞かないが全然ない譯ではない。

(2) 株數の減少

株數を減少するのは減資方法としては最も一般的である。この株數減少による減資にも次の二法がある。

(a) 消　却

株式の消却とは株數の一部を滅却廢失することによつて資本を減ずるのである。この株式消却には强制的に行ふ强制消却と自由選擇による任意消却とある。この中、强制消却は抽籤とか、または持株に按分比例して消却するもので、これには一定の代價を支拂ふて消却する場合と、まつたく無償で提供させる場合とある。この强制消却は株主の意思を無視して會社が一方的に株主權を奪ふのであるから、これに就て定款に特に規定がある場合に限つて行はれ得るのでこれは突發的に行ふことは出來ぬ。

また任意消却にも買入消却の如く株式を會社が有償で買入れ、これを滅却するものと、まつたく株主の中減資に贊意を表するものが進んで無償提供する場合とある。之を要するに結局株式の消却には次の如き方法がある譯である。

株式消却
- 强制消却
  - 有償消却（抽籤または按分比例）
  - 無償消却
- 任意消却
  - 有償消却……（買收）
  - 無償消却……（贈與）

前記の株式消却のどれを採つても、株主間の利害を公平にしなければならない。ここでは、この中任意消却の實例に就て聊か補足して置きたい。

甲、有償消却（買收）

買入消却は一定の代價を支拂つて株式を買收し、これを消却するのである。これには通常拂込額よりも低い買入値段を定めて置いて、これを抽籤とか、按分比例とか競爭入札によつて低い値

段から乃至株主との個人的談合の上で會社が買取るのである。

乙、無償消却

これは減資に當つて消却すべき株式に對し何等代償を支拂はないで株主の贈與を待つものであつて、その實例は相當に多い。

(b) 併　合

株式の併合とは二株以上の株式を併合し株數を減じて、これによつて減資するのである。これは最も多く採用される減資方法である。

(3) 混合減少

これは額面を減少すると同時に株數も減少して減資する方法である。卽ち二つの減資方法を同時に併用するのである。だがこの減資方法は餘り採用されない。

第三節　減資手續

(1) 減資の豫備手續

減資は定款の變更であるから株主總會の特別決議が必要である。これは增資の場合と少しも變らないが資減には減資決議と同時に、その方法を定めて決議することを要するのは減資の特色である。それ故減資をなす場合に、株主總會で減資をなす旨と、その減少額を決議したゞけでは無效であつて必ず減資額は幾何、どういふ方法で行へば株式の合併か消却か、拂込の免除か等々を決定しなければならない。この決議は必ず株主總會自身が定めねばならぬもので、その實行方法を取締役とか監査役とかいふやうな他のいづれの機關にも委せることは出來ない。

この減資のため株主總會を招集するに當つては株主に對し何故に減資せねばならぬかといふ理由また減資を斷行する結果は將來どういふ效果があるかを明確に株主に通知して豫め減資に對する諒解を得て置くことがよいし、また株主もたゞ減資を提議せられるよりも、その理由を豫め知つて置く方が都合がよい。

次に減資の場合は減資決議の日から二週間以內に財產目錄及貸借對照表を作成せねばならぬ。この作成を法律が惡要求するのは債權者保護の立場からであつて、これは決議日を基礎としその日に於て作成すべきであつて公告もする必要がなければ通知の必要もない。尚會社は減資決議後二週間以內に若し減資に異議があれば一定の期間內（それは二ケ月を下ることを得ないが）に異議の申立をなすべきことを公告し、また會社が自分の會社に對する債權者だといふことが判て居

る各債權者に對して個別的に催告すべきである。その減資公告の例は次のやうである。

資本減少公告

本會社ハ昭和拾四年七月拾參日臨時株主總會ニ於テ資本金ヲ金七萬圓ニ減少スル決議ヲ爲シタルニ付若シ之ニ對シ異議アル債權者ハ來ル昭和拾四年九月末日迄ニ本會社ニ申出相成度商法規定ニヨリ及公告候也

昭和拾四年七月二十日

○○物産株式會社

尙債權者に對して發送する減資異議申立催告書は次のやうである。

催告書

拜啓益々御隆昌ノ段奉賀候陳者當會社ハ昭和拾四年七月十三日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金拾萬圓ヲ金七萬圓ニ減少ノ件決議致候ニ付テハ右ニ付萬一御異議有之候ハハ來ル昭和拾四年九月末日迄ニ其旨當社迄御申出相成度此段及催告候也

昭和十四年七月十四日

何々株式會社

取締役社長　何　某

債權者　何　某殿

この催告によつて減資に就き異議の申立をなさうとする者は次のやうな申立書を書面を以てなすべきである。だが、これには異議の理由を述べる必要は少しもない。

減資ニ對スル異議申立書

拜啓去ル七月十三日開催ノ臨時株主總會ニ於テ資本金ヲ七萬圓ニ減少ノコト決議致候趣ニ候ヘ共右資本ノ減少ニ付テハ異議有之候ニ付キ拙者ノ債權ニ對シテハ辨濟相成度商法ノ規定ニヨリ此段異議申述候也

昭和何年何月何日

住所

債權者　何　某㊞

何々株式會社

專務取締役　何　某殿

斯ういふ異議申立があれば會社は辨濟期限に關係なく、債務者に辨濟するか、また債務に對し相當な擔保を提供するか或は債權者に辨濟を受けさせる目的で信託會社に配當の財産を信託せね

ばならぬ。尙異議申立の公告をなし、また各債權者に對し異議申立催告をなしても定められた期間內に異議の申立がなかつたならば、その減資を承認したものと看做される。それから改正商法では社債權者が減資に對し異議を申立てる場合は社債權者集會の決議によることが必要である。

（2）減資手續

偖て愈々減資手續だが、減資方法が未拂込領收免除とか額面切捨だとか、または拂戻だとかいふ時は株券を提供させ株式の取換或は額面の訂正だけで濟むか株式の消却や併合の場合は、その手續が仲々面倒である。

第四節　株式の消却

株式を消却して減資することもあるが、これには買入消却といふ有償消却もあれば株主の好意による無償提供を受ける無償消却もある。尙この株式消却に關聯して一言して置きたいことがある。それは我國では會社は原則として自分の會社の株式を所有することを許されない。だが次の如き場合だけは例外としてこれを認めるのである。

1、株式の消却のためにする時

2、合併または他の會社の營業全部の引受けによる時

3、會社の權利實行に當つてその目的を達するに必要なる時

それであるから改正商法では株式消却による資本減少のため株式を所有することが公然認められたが、この際はその株式に就ては會社は遲滯なく株式失效の手續を採らなければならない。それから株式は資本減少の規定に從ふのでなければ消却することは出來ぬものである。但し定款の規定により株主に配當すべき利益を以つて株式の消却をなす時は資本の規定に從はなくとも差支へない。

（1）有償による株式消却

偖てこの買入消却をなす場合は一定の買入値段を公表して、この値段で買收することもあればまた株式の買上希望者から値段を申込ませ安い値段から買入れる一種の入札競爭式のものもありその方法は種々考へられる。

（2）無償による株式消却

無償による株式消却は、まつたく株主の好意による會社への株式贈與である。この無償提供による株式消却は會社の致命傷である巨額の缺損塡補のやうな會社更生の手段に出でる時に用ひら

れる。この無償提供は、これに對して代價を支拂ふことがない故、會社にとつては一番有利である。この方法を採る場合、株主總會では無償提供の株數を定めるが、この減資に好意を寄せ會社更生のためには、こういふ犧牲も已むを得ない株主が多く、ために無償提供の株數が豫定を超過した際は公平を期する關係から按分比例によつて定めることが無い譯ではない。

（3）利益を以てする株式消却

原則としては株式消却は減資の規定に依らねばならないが特に定款に利益を以て株式を消却し得ると規定して置けば減資の規定に依らないで株式の消却が出來る。この場合これを變態減資といふことがある。

この配當すべき利益で株式消却をする時は減資規定に從はなくともよい關係上、減資決議も必要としなければ債權者に對し異議申立の公告や催告のやうな面倒な手續もいらない。この株式消却も屢々とられる。

第五節　株式の併合

株式を併合して減資する時は株數は減ずるが、この併合方法をとる時は困つたことに併合に適しない株式を生ずる。例へば二株を併合して一株とするやうな場合でも一株の株主は併合に適しないことになる。また五株を二株とする際にも五の倍數だけ株數を持つて居らねばそこに併合の出來ない株式が出て來る。これを併合に適しない端數株といふ。そこで、こういふ端數株はどう處理するか？

大體改正商法では株式の併合によつて減資しやうとする時は、その旨及三ケ月を下らざる一定期間内に會社に株券を提供すべき旨を公告し、且つ株主及株主名簿に記載してある質權者（登錄質の場合）に個別的に通知することが必要である。

こゝに減資に就ての株券提供公告を示せば次のやうである。

資本減少ニ付株券提供公告

當會社ハ昭和〇年〇月〇日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金何萬圓ヲ金何萬圓ニ減少シ其ノ方法トシテ株式五株ヲ貳株ニ併合スルコトヲ決議致候ニ就テハ左記ノ通リ當會社株券全部ヲ御提出相成度商法ノ規定ニヨリ此段公告候也

提出期限　昭和〇〇年〇月〇日

提出場所　住所

追テ併合ニ適セザル端數株ハ當會社ニ於テ適法ニ處分シ其代金ヲ從前ノ株主ニ交附可致爲念申添候也

昭和〇〇年〇月〇日

株主各位

〇〇株式會社

株券提供催告書

拜啓當會社ハ昭和〇年四月壹日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金何萬圓ヲ金何萬圓ニ減少シ而シテ其方法トシテ株式五株ヲ貳株ニ併合ノコトニ決議致候ニ就テハ來ル昭和〇年〇月〇日迄ニ貴殿御所有ノ株券全部當會社ヘ御提供相成度商法ノ規定ニヨリ此段御通知申上候

追テ併合ニ適セザル端數株ハ當會社ニ於テ適法ニ處分シ其代金ヲ交附致可爲念申添候也

昭和〇年〇月〇日

株主（又ハ質權者）殿

〇〇株式會社

取締役社長　何　某

前記の株券提供催告書は記名株の場合であるが無記名株を發行して居る際は各株主に通知する譯にはゆかぬから、株主に通知すべき內容を公告すればよいのである。前記の催告書を各株主に發すると共に、會社はこれを公告する必要がある。

株券の提供に就て公告し、また通知して株主が株券を提供したならば、會社は株券と引換に提供株券引換證（または株券預り證）を株主にくれる。この株券引換證は他日、新券が發行された時に引換に必要な重要書類である。この株券引換證を示せば次のやうである。

提供株券引換證（預り證）

一、〇〇株式會社株式　株

右當社資本減少ニ因ル株式併合ノ爲御提供相成候ニ付テハ右正ニ預リ申候間新券出來候上ハ本證引換ニ御交付可申上候

昭和〇年〇月〇日

株主　殿

〇〇株式會社㊞

尙この提供株券引換證は他日新券交付の際に、その領收證として使用出來得るやう裏面を利用

することがあり、さうする場合は裏面に次のやうな記載をなして置くものである。

新券領收證

一、○○株式會社株式　　株

右正ニ領收候也

昭和　年　月　日

○○株式會社御中

株主

前記のやうに株主に對し株券を提供させるが、若しこの場合舊株券を提供することが出來ない時は會社はその者の請求に依り利害關係者に對し、若しこれに異議があれば三ケ月を下らざる一定期間内に異議申立をなすべき旨を公告し、その期間經過後に於て初めて新株券を交附することが出來るものである。この場合公告に關する諸費用は請求者が負擔せねばならない。

偖て舊株券の提供があれば驅て新株券と取り換へられるが、その場合は次の如き通知を株主に發するのが普通である。

新株券交附通知書

拜啓　益々御清祥之段奉大賀候

陳者當社減資に依る新券出來仕り候に就ては曩に御渡し申上候提供株券引換證引換に當本社に於て本月○日より夫々御交付可申上候間左記要項御承知の上御受領被成下度此段御通知申上候

昭和○年○月○日

○○株式會社

敬具

株主殿

記

一、株券引換證に記名御調印（印章は必ず鍵て御届出のもの御押捺）のこと

一、郵送御希望の向は双方間違防止のため前記引換證は必ず書留郵便とし且つ株券送附先御指定のこと

一、併合に適せざる端株に對しては競賣申請中に付完了次第競落金御交付申上ぐべきこと

次に併合に適しない端數株がある時は、これ等に對して發行された新株券は、これを一纏めに競賣に附し、その處分代金は株數に應じて從前の株主に交附するのである。若し競賣が不可能の時は裁判所の許可を經て他の方法で處分してもよい。斯やうにして處分金を從前の株主に交附するには通常次のやうな通知を發すると同時に領收證を同封することがよい。

株式競賣代金受領通知書

拜啓　兼テ貴意ヲ得置キ候當會社ノ資本減少ニヨリ提供セル株式中併合ニ適セザル端數株ニ付新ニ發行シタル株式ヲ左記ノ如ク競賣候間御諒承相成度就テハ同封ノ領收證ニ御記名御捺印ノ上右代金領收相成度此段御通知申上候

昭和〇年〇月〇日

何々殿

記

一、競賣株數　　何株

一、端落金總額　　〇圓也（但シ一株ニ付〇圓〇十錢ノ割）

一、御交附金額　　〇圓〇十錢也

株式競落代金領收證

一、金〇圓〇十錢也

但シ一株ニ付キ〇圓〇十錢ノ割

右正ニ競落金領收候也

昭和〇年〇月〇日

〇〇株式會社御中

住所　何

〇〇株式會社　某㊞

第十三章　會社の合併

第一節　合併の方法

株式會社は(1)競爭の除去、(2)一貫作業の確保、(3)能率增進、(4)無駄の排除、(5)弱少會社の救濟等の目的から合併を行ふ。この會社の合併は世界に共通する現象である。特に戰時體制に入つてから合併が眼立つやうである。

この合併は同一種類の株式會社に於ては勿論、また、まつたく異つた種類の事業の株式會社でも行はれる。特に一貫作業確保のためには全然異つた性質の事業を合併する。この會社合併には次の二つの方法がある。

1、吸收合併

2、新設合併

(1)　吸收合併

吸收合併といふのは一方の會社が他の會社を總括的に買收する形式を以て合併するのである。

恰も强者が弱者を呑む形で、この合併の特色として吸收した有力な會社は合併によつて依然として存續し、その規模はそれだけ擴大されるが、吸收された會社は會社としての存續を失ふて自然解散されてしまうのである。通常株式會社の合併と云へば、この吸收合併であると云へる。この合併方法は他の會社を併呑してしまうので併呑合併とも云ふし、また合併しても依然として存續することから存續合併とも稱する。だが吸收合併といふのが一番に判りよい。

尙この吸收合併に就て一言述べて置きたいことは會社の買收といふものとの相異點である。この吸收合併も他の會社を吸收するには、その財産を總括的に買收繼承するのであるから表面的には間違もなく買收である。だが學問的にいふ買收といふのとは少しく意味が違ふ。大體學問的にいふ買收といふのは被買收會社の總括的財産を現金で買取ることである。それ故この買收では買收によつて解散される會社の株主は、現金で解散の分配にあづかるが存續會社の株主となるものではない。勿論この被買收會社の株主が解散の分配金で新に存續會社の株式を市場で買へば、それは別である。

處が吸收合併では吸收される會社は合併によつて當然解散されるが、この形式の合併では全額拂込濟株二株對一株といふやうに合併比率が定められ存續會社はこの比率に從つて吸收によつて解散される會社の株主に存續會社の株式を渡すのである。故に吸收合併では必ず解散される會社の株主は吸收會社の株主となるのである。以上の相異があるが我國の吸收合併をみると、この形式であり乍ら或る比率の他に解散される會社の株主に別に一株に就き五圓とか十圓とかを現金で交付するものがある。これは兩者の混合形態に似たものであるが、實際は合併比率が九・五對一〇とかいふやうに半端になる場合に多く採られるのである。

(2) 新設合併

新設合併といふのは二つ以上の會社が合併して、ここに新しく別な株式會社を設立し、この新設會社の成立によつて合併に參加した會社は解散してしまう形である。この合併方法は弱小多數の會社が相互に競爭するのでは將來の見込なしといふので、これ等を打つて一丸となし新しい强力な大會社を起さうといふ場合に多く採られるのである。然し乍ら必ずしも弱小會社の合併にだけに利用される方法でなく幾つかの大會社が獨占を目論見むとか、または獨占ならずとも最强力の會社を創設しやうとかする目的から行はれることもある。この新設合併の特色として合併に參加した會社の資產、負債及資本は總括的に繼承されることである。言葉を換へれば新設合併では合併に參加する會社が、その權利義務を其の儘一團めにして移轉するのである。この例は吸收合

併ほど多くなく、寧ろ例が寡い。

第二節　合併契約書

(1)　合併交渉委員

合併には合併契約書を作成する。この合併に當つては合併に參加する會社は合併交渉委員を選び、此等の人達を懇談協議せしめて合併上の種々の條件の取極めをなすのである。そしてすべての條件が取極められれば、ここに假契約を締結するのである。だがこの假契約書は合併の原案で成案ではない。これが契約書として效力を持つやうになるのは株主總會の決議を經てからである。それ故株主總會が、この合併契約を認めるか否かの實權を握る譯であるが、大體はこの假契約が其の儘鵜呑みにされるのであつて株主總會で修正されたり、また否決されたりすることは殆どない。

この合併假契約は、その名の通り假契約であるから、これが株主總會の特別決議を經て本契約になるのであり從つて、それから本契約書の作成調印となる譯であるが、そうすることは厄介であるから假契約に際して若し株主總會で、その儘承認されたならば、その假契約が本契約として役立つことを條件とし改めて契約書を作る手數を省略して居る。この合併承認の總會に於ては吸

收合併に於ては存續する會社は定款變更の件を附議する必要が起る。

ここに合併契約書の實例を示せば次のやうである。

合併契約書

日本〇〇〇株式會社（以下甲ト稱ス）ト〇〇〇電力株式會社（以下乙ト稱ス）トノ間ニ兩會社合併ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條　甲乙兩會社ヲ合併シテ甲ヲ存續シ乙ヲ解散スルモノトス

第貳條　甲ハ合併ノ結果トシテ資本金六萬四千四百圓ヲ增加シ其ノ增加ニ因ル株式壹千貳百八拾八株ハ合併期日ニ於ケル甲以外ノ乙ノ最後ノ株主ニ對シ乙ノ株式額面金五拾圓全額拂込濟壹株ノ割合ヲ以テ割當テ交付スルモノトス

第參條　甲ハ前條ニ依リ株式ヲ交付スルノ外合併期日ニ於ケル甲以外ノ乙ノ最後ノ株主ニ對シ其ノ所有スル乙ノ株式壹株ニ付金五拾圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ交付スルモノトス

第四條　甲ノ所有スル乙ノ株式額面金五拾圓全額拂込濟株式拾九萬八千七百拾貳株ニ對シテハ甲ノ株式ノ割當ヲ爲ササルモノトス

第五條　乙ハ昭和拾參年拾月參拾壹日現在ノ貸借對照表財產目錄其ノ他同日ノ計算ヲ基礎トシ爾後之

第十三章　會社の合併

株式會社の常識

ニ合併期日迄ノ間ニ於ケル收入支出ヲ加除シタルモノヲ以テ標準ト爲シ合併期日ニ於テ乙ノ有スル資産及債務其ノ他營業ニ關スル權利義務一切ヲ其ノ儘甲ニ移轉スルモノトス

第六條　乙ハ本契約締結後其ノ所有ニ係ル一切ノ資産及權利ノ處分、新ナル義務ノ負擔、契約ノ締結、特別ナル費用ノ支出、訴訟ノ提起、和解及取下等ニ付テハ豫メ甲ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス但シ契約ニ基ク建設費ノ支拂其ノ他日常ノ取引ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　乙ハ其ノ株式ニ對シテ利益配當ヲ爲ササルモノトシ決算ニ付テハ豫メ甲ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第八條　合併期日後乙ノ解散ニ要スル諸費ハ總テ甲ノ負擔トシ且甲ハ乙ノ取締役及監査役ニ對スル功勞金竝ニ乙ノ從業員ニ對スル退職手當等ノ費用トシテ甲乙ノ代表者ニ於テ協定ノ上相當金額ヲ支出スルモノトス

第九條　甲ハ合併期日ニ於ケル乙ノ從業員ヲ新規採用ノ手續ニ依リ引續キ使用スルモノトス

第拾條　甲乙ノ合併期日ヲ昭和拾四年七月拾日トス但シ右合併期日前ニ於テ合併ニ關シ必要ナル手續ヲ遂行シ難キトキハ甲乙代表者ノ協定ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第拾壹條　甲ハ本契約ニ基ク合併ニ因リ甲ノ株式ノ割當ヲ受クヘキ株主中甲乙ノ合併成立後其ノ株式ヲ以テ甲ノ無償消却ニ因ル減資ニ應スヘキコトヲ申出ツル者アリタルトキハ甲ハ其ノ相當額丈ケ法定ノ手續ヲ經テ減資スヘキモノトス

第拾貳條　乙ハ前條ノ申出ヲ爲スヘキコトニ付豫メ甲以外ノ乙ノ株主ニ付同意ヲ求ムヘキモノトス

第拾參條　本契約ニ規定セル事項以外ト雖モ合併ニ關シ必要ナル事項アルトキハ合併條件ニ影響ナキ限リ甲乙ノ代表者間ニ於テ之ヲ協定シ執行スルコトヲ得

第拾四條　甲乙ハ本契約ノ承認竝ニ其ノ實行ニ關シ必要ナル決議ヲ經ルカ爲メ來ル昭和拾四年五月合日迄ニ各々株主總會ヲ招集スヘキモノトス

第拾五條　本契約ハ甲乙ノ株主總會ニ於テ其ノ承認決議ヲ得ルコト能ハサルトキ又ハ本契約ノ實行ニ關シ主務官廳ノ許可認可ヲ得ルコト能ハサルトキハ當然其ノ效力ヲ失フモノトス

本契約ノ成立ヲ證スル爲メ本書貳通ヲ作成シ各自其ノ壹通ヲ保有ス

昭和拾四年四月拾四日

東京市〇區〇〇町壹丁目壹番地貳
日本〇〇〇株式會社
取締役社長　〇　〇　〇　〇　㊞

東京市芝區田村町壹丁目壹番地貳
〇〇〇電力株式會社
取締役社長　〇　〇　〇　〇　㊞

第十三章　會社の合併

右契約ヲ締結スルコトヲ承認ス

二七〇

日本〇〇〇株式會社
監査役　〇〇〇〇〇　㊞
〇〇〇電力株式會社
監査役　〇〇〇〇　㊞

(2) 合併契約書に關する改正規定

合併契約書に就ては現行法には何等の規定がない。處が改正商法では此れに就て新しく規定が附け加へられた。それを、ここに說明すれば先づ會社が合併をなすには合併契約書を作成して特別決議による株主總會の承認が必要であり、また合併契約書の要領を株主總會の通知及公告に記載せねばならない。

それから株式會社で合併をなす場合、吸收合併の形式により會社の一方が合併後存續する際は合併契約書に次のやうな事項を記載することが必要である。

1、存續する會社の增加すべき資本の額
2、存續する會社の發行すべき新株の種類、數及拂込金額並に合併に因つて消滅する會社の株主に對する新株の割當に關する事項
3、合併に因つて消滅する會社の株主に支拂をなすべき金額を定めたる時は、その規定
4、各會社に於て合併承認の決議をなすべき株主總會の期日
5、合併をなすべき時期を定めたる時は、その規定

これに對し新設合併の場合は合併契約書には次の事項を記載することが必要である。

1、合併に因つて設立する會社の目的、商號、資本の總額一株の金額及本店の所在地
2、合併に因つて設立する會社の發行すべき株式の種類、數及拂込金額並に各會社株主に對する株式の割當に關する事項
3、各會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたる時は、その規定
4、各會社に於て合併承認の決議をなすべき株主總會の期日
5、合併をなすべき時期を定めたる時は、その規定

(3) 合併に就ての許可

會社の合併に就ては臨時資金調整法によつて政府の許可を得ねばならぬ。また會社によつてはその性質上豫め監督官廳の認可を要するものがある。そして、こういふ企業は認可がなければ合

併が出來ない。それは主として免許營業の會社合併に就て起るのである。我國で合併に就き認可を要する二三の例を擧げれば次のやうである。

(1) 私設地方鐵道は鐵道省の認可を要す。
(2) 保險會社は商工省の認可を要す。
(3) 普通銀行は大藏省の認可を要す。
(4) 信託會社は、これまた大藏省の認可を要す。

この中、保險會社の合併に就ては商工大臣の認可を受けて合併した時は、これを特に公告することが必要である。

第三節　合併條件

株式會社と株式會社との合併に就ては、その合併條件を定めることは仲々難かしい。これは從來各々獨立して居た幾つかの會社が合併して打つて一丸となるのであるから公平なる條件を定めることが容易でないことは誰れにでも想像出來る。殊に異つた性質の會社の合併、また財政狀態に懸隔のある會社の合併、また三つ或は四つ以上の會社が同時に合併などをする時は、その合併條件が定まつて交渉成立の段取に行くまでには並大抵ではない。それは何回も何回も會社を代表する交渉委員の折衝により幾多の曲折を經て初めて合併條件が定まるのである。況んや互格の大會社が合併する場合は合併條件の決定は想像以上に面倒である。こういふ場合は多く財界の長老が兩者の間に立つて斡旋役となつて奔走し合併を促進するし、また會社の性質によつては監督官廳が、合併に斡旋の勞をとる。

この合併條件の幾つかを參考のため擧げれば次のやうである。

1、理研ピストンリングは理研特殊鐵鋼を合併、後者の株主舊一株に就き一株並に現金一圓七十九錢を、また新株に就き一株及現金四十五錢を交附した。そして前者名を理研重工業と改稱した。

2、日本曹達は日曹鐵鋼を合併日曹鐵鋼株主に對し舊一株に就き舊一株、新一株に就き新一株を交附した。

3、日產火災は昭和火災を一對一にて合併し二株に就き一株を交附した。

第四節　會社合併の法律手續

（1）株主總會の特別決議

合併に參加するには株主總會の特別決議が必要である。

（2）財產目錄及貸借對照表の調製

會社が合併を決議した時は、その決議の日から二週間內に財產目錄と貸借對照表を作らねばならぬ。これは減資の場合と同樣に債權者保護の立場から作成させるのである。この諸表は公告する必要もなければ債權者に通知する必要もないが債權者保護のために作らせる趣意であるから債權者から請求があれば閱覽させねばならぬ。

（3）會社債權者に對する公告及催告

合併に參加する會社は決議の日から二週間內に債權者に對して若し合併に異議があれば、それより二ケ月以內の一定期間內に異議の申立をなすべき旨を公告し且つ判明して居る債權者には一々個別的に催告すべきものである。先づ合併異議申立公告の實例を示せば次のやうである。

會社合併公告

東京○○工業株式會社株式會社○○錫精鍊所ノ兩社ハ各昭和拾四年七月十八日開會シタル臨時株主總會ニ於テ東京○○工業株式會社ハ株式會社○○錫精鍊所チ合併シ其權利義務チ承繼シテ存續シ株式會社○○錫精鍊所ハ東京○○工業株式會社ニ合併シ解散スルコトニ決議致シ候ニ就キ右ニ對シ御異議有之候債權者ハ昭和拾四年九月二十四日迄ニ御申出相成度此段公告候也

昭和拾四年七月二十五日

東京市日本橋區小傳馬町貳丁目參番地六

東京○○工業株式會社

東京市日本橋小傳馬町貳丁目參番地六

株式會社　○○錫精鍊所

この公告は勿論定款規定の公告法によつてなすものであり債權者の有無に拘らず公告すべきである。

前記のやうな公告並に催告をなし異議申立期間が經過しても一人も異議を申立てない場合は、これで合併は承認されたものと看做される。だが、この期間に異議の申立があつた場合は、これに對しては辨濟期限に關係なく、この者に對して辨濟をなすか、または相當の擔保を提供せねばならぬ。

（4）株券の提供

會社が合併する時は吸收合併でも新設合併でも、この株券提供問題が起る。そして吸收合併ならば吸收せられて解散する會社の株主は、その株券を提供する必要が起り、新設合併では合併に參加する會社のすべての株主が株券を提供せねばならなくなる。これは新株券との引換のためである。そこで會社は株主に對し三ケ月以上の一定期間内に株券を提供すべき旨を公告し且つ株主及株主名簿に記載してある質權者に個別的に通知すること必要である。

この會社合併の際株主並に知られたる質權者に通知する株券提供催告書は大體に於て次の株券提供公告と大同小異である故省略する。

株券提供公告

拜啓陳當會社昭和拾四年七月十八日臨時株主總會ニ於テ當會社ハ東京○○工業株式會社ニ合併シテ解散スルニトニ決議致シ候ニ就キ株主各位ハ來ル昭和拾四年十月二十四日迄ニ御持株ヲ當會社迄御提供相成度商法ノ規定ニヨリ此段公告候也

追テ併合ニ適セザル端數株ハ當會社ニ於テ適法ニ處分シ其代金ヲ交附致スベク候間爲念申添候也

昭和拾四年七月二十五日

東京市日本橋區小傳馬町貳丁目參番地六
株式會社　○○錫精錬所

(5) 提供株券引換證

提供株券を受けた時はこれに對して預り證を渡すことは滅資の場合と同一である。

(6) 失權株の競賣

期間迄に提供がなかつたもの並に合併に適しない端數株は、これを競賣其他の方法によつて處分する。これに就ても滅資の場合と同じである故說明を略する。

(7) 新券の交付

提供株券に代つて新券を裏に渡した引換證と引換に渡すが、これまた滅資の場合と、まつたく同一である。

(8) 報告總會

會社の合併に於て、それが吸收合併の際は存續する會社は報告總會を招集すべきかどうかは一つの問題であるが、この場合は報告總會を招集すべきが當然である。これに就ては改正商法では明確に次の如く規定した。

「合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ合併後存續スル場合ニ於テハ其ノ取締役ハ第百條ノ手續終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ效力ヲ生シタル後併合ニ適セザル株式アリタルトキハ

合併後存續スル會社に於テ第三百七十九條ノ處分ヲ爲シタル後遲滯ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ合併ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス」

この報告總會に於ては通常の增資の場合と異つて、取締役は合併に於ける新株の割當引受の事實を報告し、また監査役は此等の事實に就き調査し、また各株に就き四分の一以上の拂込があつたかどうかを調べ、その結果を報告するのである。

(9) 總社員の同意

合併は株式會社と株式會社との間にだけ行はれるものではない。株式會社と合名または合資會社との間にも、また合名合資會社同志でも合併が行はれて新に株式會社が設立される。こういふ合併にも合併契約書は取交はされるが改正商法では、この契約書の記載事項は株式會社同志の合併契約書に準ずるものである。そして合併後存續する會社、または合併によつて新設せられる會社が株式會社の場合は合併に參加した會社の一方または雙方が合名會社であるか、または合資會社である時は改正商法では總社員の同意を要することにした。

第五節　新設合併に於ける新設手續

新設合併に於ては新に會社を設立し、この合併に參加した會社は解散することが特色である。この場合次の手續をとることが必要だ。

(1) 解散會社の財產並に事務引繼
(2) 株券の提供
(3) 定款作成其他設立手續
(4) 創立總會の招集

(1) 財產並に事務引繼

合併に於ては合併に參加する財產の總括的移轉であるから、その財產並に事務一切を其の儘引繼ぐのである。この場合引繼には財產目錄、貸借對照表、株主名簿を提出することが必要でありこの中株主名簿は株式引受證として使用する。

(2) 株券の提供

この株券の提供に就ては既に說明ずみ故ここには省略する。

(3) 設立手續

新設合併に於ては設立一切の手續をなすため各會社から責任者を選任する。これを設立委員と

いふが、この設立委員は共同して、この手續をなすべきものである。この設立委員は設立事務に關しては發起人と同一の仕事をなすものであり、先づ定款の作成が必要である。この定款の內容は合併契約を基礎として定めるもので合併契約の趣旨に反してはならない。其他は大體會社設立の場合に準じてやるべきものである。

(4) 創立總會

新設合併の際は創立總會を開く必要があるかと云へば、新設合併の際は設立委員は合併に必要なる手續を終へた後、合併による株式の併合があつた時は、その效力が生じた後併合に適しない株式があれば、これを競賣に附した後遲滯なく創立總會を招集することが必要である。それから改正商法では、この創立總會に於て定款變更の決議をなすことが出來るが、然しその變更が合併契約の趣旨に反する場合は許されない。

第十四章　取締役

第一節　取締役の種類と代表取締役

取締役は會社重役の一人であるが、この取締役の職務は會社の經營主腦者として活動することであり、また外部に對しては會社の代表者となることである。この關係から取締役は會社の執行機關であり代表機關だと云はれる。從つてこれは會社としては常設的のものである。

取締役は會社として三人以上なければならない。それ以上幾人あつてもよい。多くの會社は取締役の數に關しては何人以上と定款に規定して居る。實際をみれば小會社では取締役が僅かに三人しかないものもあるが大會社になると十數人の取締役が顏を揃へて居るものがある。偖て取締役の中には

(1) 社長(頭取)、(2)副社長(副頭取)、(3)專務取締役、(4)常務取締役のやうに種々のものがあるが、この名稱は別に商法に規定されたものでなく、それは會社の內部的關係や商習慣からの名稱であり、依つてその意味する處は雖然たるものではない。

(1) 社長は取締役の最上席にあり、それは必ず會社の代表者であると同時に會社業務の總理者である。それ故社長は首席專任經營者である。この社長制を置く會社は非常に多い。この社長は取締役の互選による場合が多いやうだ。會社によつては社長は取締役會及株主總會の議長に任ずと定款に規定するものがある。この社長は銀行では時に頭取と呼ばれることがあり、また特殊銀行では職制上總裁といふ嚴めしい名前を與へて居るものもある。

(2) 副社長は社長の補佐役であり從つて社長に事故がある時は、その職務を代理し、また社長が缺員にでもなると社長の職務を行ふのである。

(3) 專務取締役は社長または副社長制度のない會社では代表取締役であり、同時に會社業務の統率者である。また專務取締役は社長制のある處では社長の補佐役であり、從つて社長事故の際はその社長の職務を行ふものである。この專務取締役は會社を代表することが原則であるやうだ。

(4) 常務取締役は會社經營の主腦者の一人ではあるが、專務取締役を補佐し業務を分擔分掌する位置にある。從つて常務取締役の數は大會社では幾人かあるやうであり、それ等の人々は職務を分擔して居り同時に總務部長とか工務部長とか販賣部長といふやうな役目をも兼務して居ることが屢々みられる。

取締役の中、專任經營の任に當る者でないのを俗に平取締役といふことは誰れもよく知つて居る處である。

次に屢々代表取締役といふ言葉が使用される。大體取締役は、各自が會社を代表し得る位置にある。然し會社は種々の都合上定款または株主總會の決議で多くの取締役から會社を代表する取締役を一人または數人選任し、或は共同して數人の取締役をして會社を代表せしむることがあるこれを代表取締役といふのである。この代表取締役は必ずしも日常の業務に直接關係のないものも選任されるが多くは常勤のものが選任される。この代表取締役に就て改正商法では次のやうな新しい規定が加へられた。それは社長、副社長、專務取締役、常務取締役、其他會社を代表する權限を有するものと認められる名稱を用ひて居る取締役のなしたる行爲は假令會社はその取締役が實質的には代表權を持たない場合でも善意の第三者に對しては責任を免れないといふことである。

第二節　取締役の資格

取締役には誰れがなれるか？　これに就ては定款に別段の定めがなければ取締役には自然人であるならば男女の區別はない。だが現行法では取締役に選任されるには必ず株主でなければならぬことになつて居る。これは會社經營者と株主との關係を考慮してである。それ故取締役として株主總會で選任されるのには株主でなければならない。そして株主總會以外で選んだ取締役は無效である。それならば、どの程度の株數を持てば取締役に選ばれ得るかと云へば理屈からすれば假令一株でも株主であることは間違ひないから取締役に選ばれ得る筈であるが、實際はそんな小株主は選ばない。この取締役として所有せねばならぬ株數は必ず、これを定款に記載する必要があり、それを實際的に調べてみると大體は百株から三百株の程度である。

前記のやうに取締役は原則としては必ず株主總會に於て株主から選ばなければならぬが、特殊會社に於ては株主總會で選ばぬことがある。例へば臺灣銀行では頭取及副頭取は株主中より政府が任命し理事は二倍の候補者を選び、この中より政府が任命するのであり、また朝鮮殖產銀行では頭取は朝鮮總督が任命し理事だけは株主總會が選んだ二倍の候補者から朝鮮總督が命ずるものである。この株主より選ぶといふ建前を改正商法は捨てて何處までも人材登用主義から株主でない者も取締役に選任することが出來るのにした。然しその選任は必ず株主總會でなすのである。

この株主から取締役を選任する主義を捨てたのは何故であるかといふと現行法で株主から取締役を選ばねばならぬとしても事實は、この法文は形式的になつてしまつて株主でない者を、いくらでも選任することが出來るのであり、それは取締役に選任する場合に所謂名義株といふて取締役選任に必要な株數だけを名義的に貸付けて株主總會で選任するのである。その在つても無きが如き現行法は時代に適合しないといふので、この主義を撤廢して誰れでも適材であれば取締役に選任出來ることにした。然し會社が定款を以つて取締役の有すべき株數を定めた場合は、それだけの株數を持たねば選任されない。

それから取締役に選任されるには(1)破產の宣告を受けてない人（尤も嘗て破產者であつても復權すれば差支へない）(2)禁治產者でないことである。勿論現在その會社の監査役になつて居る人は取締役を兼務することは出來ない。

次に取締役には法人が選任され得るか？　例へば株主になつて居る何々株式會社といふ法人が取締役になれるかといふと、それはなれない。大體法人は取締役には選任され得ないもので必ず實際の人格を持つ所謂自然人でなければならない。だが法人の資格でなく個人の資格で、その會社の大株主である會社を背景として取締役に選ばれることは實際には多い。よく某財閥を、また

金融資本家をバックとし、その代表者として取締役に就任することを聞くであらう。

偖て取締役は定款に規定する持株數を在任中に監査役に供託せねばならないことになつて居るが、會社によつてはこの供託株式は監査役がこれに禁流通の旨を記載した預り證を交付し、この株券は、封緘保管すべきことを規定するものがある。例へば大日本製糖の如くである。この供託株券に就ては會社によつては本人が退職しても其の期に屬する決算報告株主總會の承認を得たる後でなければ、これを受戻すことが出來ないと定款に規定するものがある。例へば臺灣銀行、臺灣電力、國際通運等はさうである。尚取締役の株式供託に就ては、この株數を供託しないからといふて取締役の資格が缺ける譯ではない。この株式の供託に就ては改正商法では取締役は株主からでなくとも選任出來る關係上、その問題は無くなつた譯であるが、若し定款で取締役の有すべき株數を定めた時は、これに關して別に定款の規定がなければ、その株式を監査役に供託することが必要である。

第三節　取締役の任期

取締役の任期は三年が最長期間である。卽ち法規には取締役の任期は三年を超ゆることを得ずとある。だが再選して任期を延長することは勿論出來る。從つて再選々々と繰り返すならば取締役の任期は無制限に擴張し得るものである。然しその任期を無制限とすることは種々の弊害が起るので會社によつては定款に於てその再選に就き如何なる場合も三期を超ゆることを得ずとか、または五期を超ゆることとを得ずとか規定して取締役の最大任期を制限して居る。

前記のやうに取締役の任期は三年であるが實際の便宜から其の任期が最終の定時株主總會前に滿了するやうな場合には定款で任期中の最終の決算期に關する定時總會の終結に至るまで、その任期を伸長することが出來るものであり、また會社によつては定款に於てこれを規定して居る。

尚取締役の任期中、その取締役の或る者が死亡とか破產とか準禁治產となつたため當然取締役の位置を失ひ、または辭任したために、その職を去つた時は、ここに缺員が生ずる。この場合は臨時總會で取締役の補缺選擧をするのが普通である。この際補充による取締役の任期は選任の時から三年と數へるものでなく定款で前任者の殘存期間とするのが普通だ。だが取締役に缺員が生じた時に一々臨時總會を招集して補缺選擧をやることは大變だから定款に於て缺員が生じた時でも取締役の數が法定數を缺かず且つ業務執行に差支へない時には補缺選擧を行はないことが出來ると規定して居る會社が相當に多い。

第四節　取締役の報酬

取締役は會社經營の主腦者であり、從つて會社の業務に專心する者である。それ故取締役には報酬を與へることが必要である。この報酬に就ては定款に取締役全員に對して與ふる報酬額を總括的に示す會社もあれば、全然これには觸れないものもある。若し報酬に就て定款に何等の規定がなければ、それは選任と同時に株主總會の決議を以て定めるのであるが、勿論取締役によつて差別を附けることは差支へない。實際の定款を觀るに多くは取締役の報酬に就ては株主總會の決議を以てこれを定むとあるのみでその金額を示さない。この方法が一番彈力性があつて、會社にとつては便宜であらう。また報酬を示す場合は取締役並に監査役を一括して、或は各々に就き何萬圓以內とか、何千圓以內といふやうに報酬最高限度を定款に記載する會社もある。例へば大同殖產は取締役及監査役の報酬は年額金五萬圓以內とすとあるが、これは前者の例であり、また福助足袋は取締役及監査役の各報酬は年額金六千圓以內とすとあるが、これは後者の例である。更に報酬の點に就て詳細な規定を持つものに王子製紙があるが同社は取締役及監査役の報酬は年額金十五萬圓の範圍內に於て取締役及監査役の協議を以て各自の額を定むるとある。

最後に取締役が退任または辭任する時は、その功勞に酬ゆるために慰勞金を贈呈することが普通であり、それは株式會社の一つの習慣である。この慰勞金を與へることは取締役だけでなく監査役に對しても同樣である。その慰勞金の金額は株主總會に提案されるが大體取締役會あたりの腹案が其の儘鵜呑みにされる。

第五節　取締役の行爲に就ての制限

取締役は定款に規定がなければ各自會社を代表し且つ會社業務を執行する經營主腦者である。それならば、どんな仕事をしてもよいかといふに、それは自分や第三者の利益のために取引をしてはならない。それは會社の利益のために行動しなければならぬ取締役の職責と相反するからである。それ故に自分または他人のために取引することを避けねばならぬ責任がある。これを取締役の避止責任と呼んで居る。この避止責任と云はれるものには次の二つがある。

(1) 競業禁止

取締役は株主總會の認許がなければ自分または第三者のために會社と同種類の取引をなしたりまたは同種營業を目的とする他の會社の無限責任社員や取締役になることは出來ない。これを通

常競業禁止といふて居る。この競業禁止は取締役それは代表取締役に限らず平取締役であつても避止責任があるもので、取締役の職務にある限りは繼續するものである。尙この競業禁止に關して現行商法では同種類の會社の取締役になれるかどうかに就ては何等觸れないため一つの問題となつて居るが改正商法では、これまた株主總會の認許がなければならぬことに明文化した。

尙我國では普通銀行は、その性質上社會性や公益性を持つて居るため特に會社取締役の他業兼務は弊害があるので一人一行主義から銀行の取締役となることの出來ないのは勿論その名稱の如何を問はず專任經營者であるものは大藏大臣の許可がなければ他の事業の專任經營者とはなれない。

(2) 會社との取引禁止

取締役は誠實に會社のために專心經營に當らねばならぬ建前から監査役の承認を得たる時に限つて自分または第三者のために會社と取引をなすことが出來る。この場合監査役の承認がなければ勿論無效である。この無效になつた爲めに第三者が損害を受けた時は、その損害賠償の責任者は監査役の承認を受けなかつた取締役であつて他の取締役は、まつたく責任がない。次にこの場合は監査役が數人ある際は全部の承認を必要とせず、その中の一人で足りる。この會社との取引禁止に就ては一體會社との取引には、どんなものを含むかと云へば例へば自分所有または第三者所有の不動産を會社に賣りつけるとか取締役名義の株式を會社に讓渡すとかいふやうな取引は當然これに含まれる。また取締役が會社の利益のためにする取引或は無償で會社に提供する行爲まで含められるのである。それから、これに關聯して一番問題となるのは手形の振出に就てである。例へば會社が支拂に對して手形を振出す必要が起る。處が會社の信用狀態が惡く會社が振出した手形では安心が出來ない。さういふ場合に先づ手形を振出し取締役をして個人の資格に於て、その手形の裏書人とする。そして、その手形を取締役が裏書する形式を採ると手形の信用が附くのである。それ故かういふ手形は貧弱な財政狀態にある會社では應々みられるが、この場合の手形振出は會社と取締役との間の取引かどうかといふことは一の問題である。だが、それは通常會社と取締役との取引と解され從つて監査役の承認が當然必要である。

第六節　取締役會

取締役が多數ある時はこれ等取締役全員を以て、取締役會といふものを組織する。これは、ま

た屢々重役會とも呼ばれる。この取締役會は取締役全部を網羅する會社業務の執行最高機關である。これには監査役が參加しないことは勿論である。だが最近は、この會議に監査役の出席を許す會社が出て來た。この取締役會は互選によつて會長を置くのが普通であるが會社によつては社長が當然取締役會長となる規定を與へて居り、これも仲々に多い。前者に於ては社長、副社長、專務または常務取締役の他に特に取締役會長を置き、多く長老の位置にある取締役が會長になる。後者に於ては社長が取締役會長を兼務するのであり、かういふ場合に社長が事故のある時は他の取締役が代るものである。

この取締役會は會社業務の執行機關で專務とか常務取締役とかは取締役會の決議で委任された業務に專心當る者とされて居る。この取締役會は會長が招集するものであるが社長が兼務する時は社長これを招集し、または代表取締役がこれを招集すると規定する會社もある。この取締役會は毎月といふやうに定期的に開く會社もあれば必要に應じて隨時開くこともある。會社によつては取締役が請求した時は代表取締役は遲滯なく取締役會を招集すべしと規定して居る。この取締役會は會社の最大重要問題を決める關係から取締役が半數以上出席するのでなければ、これを開くことを得ないとする會社が多い。かういふ規定があると取締役の定足數不足で取締役會を開催出來ぬ場合を生じ緊急問題の解決には間に會はないことがある。そこで取締役が旅行とか病氣とか其他の事故で定足數が足りない場合でも急を要する場合は、まづ出席取締役で假決議し置き次回の取締役會に、そのことを事後承諾の形式で報告させることにする。またこの假決議を缺席取締役に通知して意見を求め過半數の同意を得た時に本決議とする遣方をとる會社もある。前記のやうな方法を採らないで何處までも取締役會は半數以上の出席を要求し若し種々の事故で、この定足數に出席取締役が達しない時は假決議の方法によらないで一週間以內に更に取締役會を開く決議をなすことが出來ることにして定足不足による決議を認めない會社もある。

この取締役會に於ては會長または社長（或は代表取締役）が議長の席に着き司會する。そして取締役會の議事は種々協議の上投票により過半數によつて決するもの多く定款に取締役會の規定を持つ會社では、さう規定するのが普通である。そして、この際賛否同數の時は會長（議長）が之を決す（日本郵船の如きは裁判すとある）と、その處置までも用意周到に明記する會社も相當にある。

取締役會を組織する時は日常の事務は社長、專務または常務取締役に一任するが重要事項は取締役會の決議を要することにして居る。そして取締役會に掛けねばならぬ事項に就ては會社によ

うて異るが例へば株主總會の議案及報告に關する事項、支配人とか部長、支店長級の任免、或る金額を超える取引等は多くの會社で重要事項とする。この取締役會には必要がある時は取締役以外に相談役、顧問とか其他重要の位置にある職員を出席させることがある。そして相談役には種々の相談をなし、また顧問とか高級社員からは說明を聽取する。勿論此等の人達は出席は許されることがあつても決議に參加することは出來ない。この取締役會は會社經營に關する最高機關であるから、その決議は重要である。そこで決議事項は開催の度毎に、その要項を決議錄に記載して出席取締役全部の署名をなすことが必要であり、會長がこれを保管する義務がある。

第七節　取締役の職務と責任

取締役は會社の經營主腦者であるから經營者として十分活躍せねばならない。この職務の他に法律は特に取締役の執行すべき職務として次の如きものを擧げて居る。

(1) 取締役は定款や總會の議事錄を本店及支店に備へ置き、また株主名簿及社債原簿を本店に備へ置くことが必要である。そして株主と會社の債權者に對し營業時間內は何時でも、この書類の閱覽請求があつたならば閱覽せしめねばならない。

(2) 定時並に臨時株主總會の招集

(3) 資本の十分の一以上の小數株主が臨時總會の招集を請求した時は、その招集

(4) 定時總會の日から二週間前に決算書類並に利益處分の議案を監査役に對し提出すること

(5) 定時總會の會日より一週間前決算書類並に監査役の報告書を本店に備へ附け株主及會社債權者に對し營業時間內は何時でも請求次第これを閱覽せしめる。ここに注意を要することは改正商法では前記の人達は會社の定めた費用を支拂へば、これ等の書類の謄本若くは抄本の交付を求めることが出來るやうになり取締役は、この場合これに應じなければならなくなつた。

(6) 決算報告書が定時總會に提出されて承認を得た後は遲滯なく貸借對照表を公告せねばならぬ義務がある。改正商法では公告は必ず官報または時事に關する事項を揭載する日刊新聞にせねばならぬ。

次に取締役は誠實に會社の業務を執らねばならない。故に若し取締役としての任務を怠つて會社に損害を與へたり、また法令に違反し、または權限外の仕事をしたため第三者に損害を與へたりした時は、それに對しても責任を負はねばならない。

(1) 會社に對する責任

取締役は自己の業務怠慢のため會社に損害を與へた時は連帶して會社に對し、その損害の賠償をせねばならぬ。だが定時總會で決算書類の承認があつた時は會社は取締役及監査役に對し責任を解除したものと看做される。然し乍ら取締役の責任に就ては會社によつては總會の書類承認があつても解除せられずと規定するものがあるが、それは有效であり、また取締役の責任解除には株主總會の特別決議を要すると規定するも差支へない。會社に對する取締役の責任規定を設けても結局大した效がないので改正商法では株主總會に於ける承認後二ヶ年內に別段の決議がない時初めて責任解除となるとして居り、その怠慢の責任期間を長くして居る。

(2) 第三者に對する責任

取締役が法規や定款の規定に違反した行爲をなした場合は、それから生じた損害に對しては假令株主總會の決議があつても第三者に對し連帶して損害賠償の責任がある。尙貯蓄銀行や無盡會社に於ける取締役は其在任中に生じた會社の義務に就ては無限責任を持つものであり、その責任は取締役の位置を去つてから二ヶ年間は存續するものである。これは、この種の會社は庶民階級を相手とするため庶民保護の立場から取締役に重い責任を負はせたに過ぎない。

第八節　相談役、顧問及評議員

相談役とか顧問とか稀に評議員とかいふ制度は取締役や監査役のやうに何等法律によつて強制せられる制度ではない。それだから取締役や監査役のやうに常設の機關ではなく一時的のものであり取締役會が必要に應じて設けるものである。よく定款に「本社は取締役會が必要と認める時は相談役、顧問を置くことを得」とか、また單に「本社は相談役または顧問を置くことを得」と規定するものを見掛ける。中には「取締役は相談役及顧問を推薦することを得」と規定して居る（例へば大同殖產の如し）。この相談役は多く從來會社の社長であつたといふやうな會社の長老から選び會社の最重要問題に關き相談をなす諸問機關であつて時に會社の重味をつけるために置かれる。顧問は大體技術とか法律とか經濟とか會計とかの相談をなすために設けるもので、これを總括して會社顧問といふが、この顧問は顧問の性質から技術顧問と法律顧問と經濟顧問と會計顧問等がある。

第十五章　監　査　役

第一節　監査役とは何か

監査役は會社業務を監督し、また會計に關する檢査、監督をなすものである。それ故この點から、この監査役は會社の監督機關だと云はれる。大體株主總會は會社の意思を決定するものであるが、これは常設的でないため株主總會で取締役の業務監督や會社の財政監督は、どうしても出來ない。そこで監査役といふ常設の機關を設けるのである。だが監査役制度は、その設置の如何が會社の自由になるものではなく法律的に强制されるものである。この監査役は會社の監督機關であるから取締役や支配人を兼務することは出來ない。別の言葉で云へば監査役は監督される位置にある業務執行者となり、また會社代表者となることは出來ない。何處までも獨立不羈の立場を確保しなければならない。但し取締役中に缺員がある時は取締役と監査役とが協議の上監査役から一時取締役の職務を行ふべきものを定めることが出來る。この場合改正商法では、その職務を行ふ監査役を定めた時は、その日から本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間內に

登記をすることが必要だ。尙取締役の職務を行ふ監査役は決算書類を定時總會に提出して株主總會の承認を得る迄は監査役の職務を行ふことが出來ない。これは監査機關から觀て當然だ。監査役の數は取締役と異つて、それに制限がない。それ故一人の監査役を置くだけでも足りる。よく小會社には一人の監査役しかないのを屢々見受ける。だが大會社になると數人の監査役を置いて居る。そして定款には多くの會社が監査役を何人以內置くと規定する。この監査役が數人ある場合、勿論すべての監査役が會計上の監督をなし、且つ營業全般に亘つて取締役の活動が法規や定款や、または株主總會の決議に反しないか等を檢査監督することが出來る譯である。然し數人ある場合に互選して、その中の一人を常時の會計並に業務の監督者とする。これを常任（勤）監査役とか常務監査役とかいふのである。東京電燈の如きは監査役の互選を以て常任監査役若干名を置くことを得と規定して居る。この常任監査役には計數に明るく、また業務に就ても豐富な體驗あるものを互選すれば適當である。斯くして選ばれた常任監査役は毎日出勤して業務並に財政の檢査監督をなすものである。

第二節　監査役の資格

監査役も取締役と同様に現行法では必ず株主から選ばねばならぬ。そして、その選任は株主總會で行ふものである。ただ監査役の選任は株主からでさへあればよいので、取締役の如く定款に持株數を規定して制限しなくもよい。だが定款で、その持株數を規定すれば別である。實際の定款を觀ると大抵は、この監査役として所有すべき持株數を定めて居るが大體に於て五十株以上または百株以上であり取締役の持株數よりは幾分少ないのが普通である。この監査役の持株は取締役と異つて、それを會社に供託する必要はない。監査役に選任されるのは株主からであるが、それは勿論自然人からで法人から選ぶことは出來ない。そして自然人であれば取締役同樣、男女の區別はない。これ等のことは取締役と同じである。

尙監査役に就て改正商法で注意すべき點は取締役と同樣に、これを必ずしも株主から選任しなくてもよいことになつたのである。これまた人材登用主義からである。從來の監査役に就ては世上兎角無能論を聽くことは誰れでも知つて居る。この監査役無能論は隨分永い間社會の各方面から叫ばれてゐる。

第三節　監査役の任期其の他

(1)　監査役の任期、報酬、退任等

監査役の任期は二ケ年が最長期である。尤も監査役も再選を妨げない故再選によつて任期を延長することは出來る。この監査役の中死亡したり、準禁治產となつた場合は監査役の位置を失ふが、その場合は臨時總會で監査役の補充をする。この缺欠監査役の任期は前任者の殘存期間とすること取締役の場合と同じである。然し其度毎に補充することは厄介であるから監査役數が定款に記載の數より減ずることなく、且つ監査事務に差支のない時は補缺選擧をしないことが出來ると規定する會社もある。

次に監査役も報酬をもらうが、その報酬に就ては取締役と共に定められるのが普通である。

それから監査役にも任期滿了に因る退任、種々の理由による任期半ばの辭任、または會社の都合に依る解任問題があるが、これまた取締役に準ずるものである故、これに就ての一切は省略する。

(2)　監理官

半官半民の事業で國策に關係あるものには大抵監理官を置く。その例には日本銀行、正金銀行、興業銀行、臺灣銀行、勸業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、北海道拓殖銀行、滿鐵等特殊銀行會

社がある。この監理官は重役ではない。從つて株主から選ぶものではない。この監理官は政府が業務監督の實を擧げるために設けたものであるが例へば滿鐵の監理官は次の如き權限を持つて居る。卽ち彼は何時でも滿鐵事業施設を監査し且つ會社の金庫、諸帳簿並に諸般の文書物件を檢査することが出來る。また監理官は必要と認める時は何時でも會社に命じて營業上諸般の計算及景況を報告せしめることが出來る。更に彼は株主總會其他諸般の各會議にまでも出席して自己の意見を陳述する大なる權限を持つてゐる。だが監理官は決議にだけは加はることが出來ない。また日本銀行の監理官は政府より同行に派遣せられ諸般事務を監視する權限を持つものであり、更に興業銀行の監理官は何時にても同行の金庫、券書庫、帳簿及諸般の文書を檢査することが出來るものであり、また株主總會其他の諸般の會議に出席して意見を述べることが出來る。其他はすべて、これと大同小異である。

第四節　監査役の職務と責任

(1)　監査役の職務

監査役は會社の監督機關として取締役のやつた業務の適否や會社財政の檢査をなすものであるが、各監査役は獨立してなし得るもので取締役のやうに過半數による必要はない。そして監査役は、その職責を十分行ふために次のやうな權限を持つて居る。

(1)　監査役は何時でも取締役に對し營業報告を求め、または會社の業務並に財産の狀況に就て調査することが出來る。この中前者を通常、營業報告請求權と云ひ後者を業務並に財産調査權と名附けて居る。この權限は監査役が監督機關として働くために必要なるもので會社の營業執務時間であれば何時でもなし得るものであり取締役は、この權限によつて監査役から營業報告が求められたならば、その求めに應じ、または業務並に財産狀況の調査が行はれたならば、その調査を妨害してはならない。この監査役の營業報告の請求または業務並に財産狀況の調査は自分でなすことが必要で、決して代理人にさせてはならない。

(2)　必要ある場合は株主總會を開くことが出來る。これは、必ずしも會社業務の監督問題に關してゞはない。この總會では監査役は會社の業務並に財産の狀況を調査せしむるため、特に檢査役を選任することが出來るのである。だが、これに關しては、この臨時總會の招集には監査役過半數の同意が必要である。また、資本の十分の一以上の小數株主の請求によつて裁判所に檢査役選任の請求があり裁判所が、この請求によつて檢査役を任命し、その報告をば

受けて監査役に對して株主總會の招集命令を發した時には、これを招集しなければならないのである。

(3) 監査役は取締役が株主總會に提出しようとする書類を調査し株主總會で、その意見を報告する。これは定時總會に於ける決算書類の監査並に監査報告の作成が主であるが新株募集の場合には、その新株募集に關する諸事項をも調査して報告することが必要である。

(4) 會社が取締役に對し、また反對に取締役が會社に對して訴を提起する場合は、この訴に就ては監査役が會社を代表するのである。これは監査役が原則として許されない會社代表權が許される、ただ一つの例外である。だがこの場合も株主總會は、その代表權を奪つて他人をして會社を代表させることは出來る。また資本の十分の一以上の小數株主が取締役に對して訴を起した時は監査役を代表者とすることは株主の訴訟理由に適しないことがあるかも知れないので彼を代表者とせず特に別に代表者を指定することも出來るのである。

(5) 取締役に缺員が生じた時は取締役及監査役が協議の上監査役をして一時取締役の職務を代行させることが出來る。

(2) 監査役の責任

監査役も取締役と同樣會社重役であり會社に對しては委任契約の立場にあるため監督者として職務を果すには誠實に且つ注意深くなければならない。若し監査役が職務怠慢のため會社または第三者に損害を與へた時は賠償の責任がある。卽ち監査役が職務怠慢のため十分帳簿檢査をせずその結果不正行爲を、その儘となし會社に損害を與へた時は、その損害の賠償をせねばならない。また監査役が法規や定款の規定に違反した行爲をなして第三者に損害を與へた時は、よしんば株主總會の決議があつても第三者に對し連帶して損害賠償の責任がある。この場合若し取締役も同時に責任がある時は兩者共に連帶して損害賠償の求めに應ぜねばならない。

次に監査役に對し株主總會で會社が訴を提起することを決議した時は會社は、この決議の日または請求の日から一ヶ月以內に訴を提起しなければならない。また株主總會で監査役を訴へることを否決した場合、資本の十分の一以上に當る株式を有する小數株主が訴訟提起を會社に請求した時は、これまた前記同樣の訴を起さねばならぬ。ただ改正商法に於ては、この小數株主は株主總會より三ヶ月前から引き續き株式を所有することを要求して小數株主權の濫用を防いで居る。前記の如きが監査役の責任であるが普通銀行の監査役は銀行法の規定によつて年四回に亙つて自己の監査職責を果したことを示すために、一定の書式による監査書を本店に備

株式會社の常識

附けねばならぬ責任がある。

附錄

改正商法による新定款の一例

○○窒素肥料株式會社

第一章　總　則

第一條　當會社ハ○○窒素肥料株式會社ト稱ス

第二條　當會社ハ左ノ事業及之ニ關聯スル事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、窒素肥料及其ノ他ノ肥料ノ製造並ニ賣買

二、可塑物及人造纖維ノ製造、加工並ニ賣買

三、油脂ノ製造、加工並ニ賣買

四、カーバイト及カーバイト誘導各種化學製品ノ製造並ニ賣買

五、鑛業及鑛産物ノ加工、精錬、冶金並ニ之等製品ノ賣買

六、人造石油ノ製造及石炭ノ加工並ニ之等製品ノ賣買

七、有機、無機ノ藥品、工業藥品及其他化學製品ノ製造並ニ賣買

八、發電、送電及電力電燈ノ供給

附　錄

九、銃砲及火藥類ノ賣買

十、物品ノ賣買、但シ官廳ノ許可ヲ要スルモノヲ除ク

必要ニ應シ前項ノ事業ヲ他ト共同經營シ之ニ投資シ資金ヲ融通シ若クハ保證ヲ爲シ又ハ之等ノ事業ヲ目的トスル會社ヲ設立スル爲メ其ノ發起人トナルコトヲ得

第三條　當會社ハ本店ヲ大阪市ニ置ク

第四條　當會社ノ公告ハ大阪市ニ於テ發行スル大阪朝日新聞及大阪毎日新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章　資本及株式

第五條　當會社ノ資本金ハ金二億圓トシ之ヲ四百萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

第六條　當會社ノ株券ハ記名式トシ一株券十株券五十株券百株券ノ四種トス

第七條　株主カ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄金一百圓ニ付キ一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滯金ヲ支拂フベシ尚會社ハ之カ爲メ生シタル損害ヲ請求スルコトヲ得

第八條　株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

相續、遺贈其ノ他讓渡以外ノ原因ニヨリ名義書換ヲ請求スル者ハ前項ノ書類ニ當會社カ必要トスル事實證明ノ書類ヲ添附スヘシ

第九條　株主ノ氏名、其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ變更ヲ生シタル場合ハ前條ノ規定ニ準シ之カ變更ヲ請求スヘシ

第十條　質權ノ登錄、信託財產ノ表示又ハ其ノ抹消ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

登錄質權、登錄質權者ノ氏名、其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ變更ヲ生シタル場合ハ第八條ノ規定ニ準シ之カ變更ヲ請求スヘシ

第十一條　毎決算期末ノ翌日ヨリ其ノ決算期ニ關スル定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換及質權ニ關スル登錄ヲ停止ス尚必要アルトキハ公告ヲ爲シ一定ノ期間之カ停止ヲ爲スコトヲ得

第十二條　株券ノ分合又ハ毀損ニヨリ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ其ノ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

第十三條　株券ノ喪失ニヨリ新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ當會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ除權

附　錄

判決ノ正本又ハ裁判所ノ認證アル謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ

第十四條　當會社ハ第八條乃至第十條ノ場合ニ於テハ金十錢、第十二條及第十三條ノ場合ニ於テハ金五十錢ヲ株券一通毎ニ手數料トシテ徵收ス

第十五條　株主、登錄質權者及其法定代理人又ハ法人ノ代表者ハ住所及印鑑ヲ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

前項ニ揭クル者日本國內ニ住所ヲ有セサル場合ハ日本國內ニ通知又ハ催告ヲ受クヘキ場所若クハ代理人ヲ定メテ屆出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章　株主總會

第十六條　定時總會ハ每年六月及十二月ニ之ヲ開ク

第十七條　株主總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ副社長、副社長亦事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス但シ時宜ニ依リ出席株主中ヨリ臨時之ヲ選任スルコトヲ得

第十八條　株主ハ他ノ株主ヲ代理人トシ議決權ヲ行フコトヲ得但シ其ノ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第十九條　總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ自己ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ケス

第四章　役　員

第二十條　當會社ニ取締役十名以內監査役五名以內ヲ置ク

第二十一條　取締役ノ任期ハ三年トシ監査役ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會以前任期終了シタルトキハ該定時總會ノ終結ニ至ルマテ其ノ任期ヲ伸長ス

第二十二條　取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選擧ヲ爲スヘシ但シ取締役會ノ決議ニ依リ補缺選擧ヲ延期シ又ハ之ヲ爲ササルコトヲ得

補缺選擧ニ當選シタル取締役又ハ監査役ハ前任者ノ殘任期ヲ繼承スルモノトス

第二十三條　當會社ヲ代表スヘキ取締役ハ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　取締役ハ互選ヲ以テ社長、副社長、專務取締役及常務取締役ヲ定ムルコトヲ得

第二十五條　當會社ノ取締役ハ當會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役トナルコトヲ得但シ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ妨ケス

第五章　計　算

第二十六條　當會社ノ營業年度ハ每半年ニシテ十二月一日ヨリ翌年五月三十一日迄及六月一日ヨ

附　錄

リ十一月三十日迄トシ決算ハ毎營業年度末ニ之ヲ行フ

第二十七條　役員賞與金ハ當該營業年度ニ於ケル純利益金ノ百分ノ十以下トス

第二十八條　株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主ニ其ノ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ配當ス

第二十九條　利益配當金ハ支拂ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ滿五年ヲ經過スルモ尙請求セサルトキハ株主ハ利益配當ヲ受クル權利ヲ失フ

第三十條　各役員ニ對スル賞與金ノ分配額ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

改正商法實施に伴ふ株式取扱方に就ての注意

昭和十四年十二月

株式會社　〇〇鐵工所

既に御承知の事と存じますが來年一月一日から新商法が實施され株式についても種々改正される點がありますが、其の內で一番注意を要するのは株の賣買が手形の樣に裏書の方法で濟されるやうになつたことであります。之が爲め現在の株券では聊か不適當と思はれますので裏面の見出字句を左記の通り訂正する事に致します。尙裏書讓渡記載方の外に質權の登錄と喪失株券の再發行に就て御注意を御願ひ致し度い點を左に述べて御參考に供します。

一、裏書の方法及樣式

雛型（株券の裏面）

（一）

年月日	取得者記名 裏書人記名調印	取締役 證印
昭和十四年十二月二十日	山川一郎	證
昭和十五年一月十日	裏書人 山川一郎㊞	證
昭和十五年一月二十日	草木實	證

（二）

年月日	取得者記名 裏書人記名調印	取締役 證印
昭和十四年十二月二十日	山川一郎	證
昭和十五年一月十日	裏書人 山川一郎㊞	證
昭和十五年一月二十日	草木實	證

（三）

年月日	取得者記名 裏書人記名調印	取締役 證印
昭和十四年十二月二十日	山川一郎	證
昭和十五年一月十日	裏書人 山川一郎㊞	證
昭和十五年一月二十日	草木實	證

（四）

年月日	取得者記名 裏書人記名調印	取締役 證印
昭和十四年十二月二十日	山川一郎	證
昭和十五年一月十日	裏書人 山川一郎㊞	證
昭和十五年一月二十日	草木實	證

說明

（一）現在の株券裏面見出を當方にて 取得者記名 裏書人記名調印 と訂正致します。此の訂正は株券を書換や拂込記入等の爲め會社に御提出の都度致します。

（二）山川一郎氏は現在の株主です。

（三）山川一郎氏が株券を裏書讓渡する時の書き方です。裏書人は御記名の上會社へ御届出の印章を明瞭に御押捺願ひます。株券の前掲見出欄訂正前に裏書讓渡せらるゝ場合には必ず肩書に裏書人の文字を御入れ下さい。

（四）草木實氏が裏書に依り讓受けた株の名義書換を濟した例です。株券には取得者の記名丈けで捺印は不要です。

以下之に做ふ。

注意

（イ）裏書は特別の事情のない限り白地式裏書（前掲雛形）に依られる樣御奬め致します。白地式裏書に依ると株券に被裏書人を記載せず株券の引渡のみに依り其の儘自由に轉轉する事が出來て至極便利であります。

（ロ）從來通り白紙委任狀に依る讓渡、讓受も出來ますが實渡委任狀附で讓受けられた場合は其儘裏書なさらず一旦御自分の名義に御書換の後裏書御願ひ致します。

（ハ）未成年者、法人、組合等の場合は夫々法定代理人又は代表者の記名を要します。

（ニ）裏書の年月日は裏書人に於て御記入を願ひます。

（ホ）株券裏面の記名欄がなくなつたら會社で補箋を貼付致しますから御自製の補箋を貼付したり欄外に記載などなさらず會社へ御提出下さい。

（ヘ）相續、遺贈、競賣其他賣買以外の名義書換は裏書では出來ませんから從來通りの手續を御願ひ致します。

（ト）記名欄は横に使ふ事。（上から下へと使はぬ樣にして下さい）

二、質權の登錄

質權の登錄が認められましたから御利用の向は當會社所定の樣式に依り御請求下さい。

三、喪失株券の再發行

株券喪失に因る再發行には公示催告及除權判決の手續を經た上其の謄本を添へ、當社所定の樣式に依り御請求下さい。

以　上

庫書

昭和十五年四月廿七日 印刷
昭和十五年五月一日 發行
株式會社の常識〔補增〕奥附
定價 一圓二十錢

著者 長谷川安兵衛
發行者 千倉豐
東京市京橋區京橋三ノ一
印刷者 山縣精一
東京市神田區神保町三ノ二九

發行所 東京・京橋 第一相互館 千倉書房
電話 京橋(56)三七一六 八一一五 八八七九
振替東京九七八
【外地定價一圓三十二錢】

山縣製本印刷株式會社・印刷

法律資料第一課
28.3.20
調査立法考査局

商學博士 長谷川安兵衛著書目錄

(1)	〔新刊〕	會社分析の基礎知識	(昭和14年)	定價¥2.00	東京泰文社
(2)	〔新刊〕	株式會社の常識	(〃)	〃 1.20	千倉書房
(3)		會計學	(昭和13年)	〃 3.90	文泉堂書店
(4)		株式會社の實際	(〃 11年)	〃 4.80	東京泰文社
(5)		株式會社の諸問題	(〃 13年)	〃 3.80	同社
(6)		株式會社會計	(〃 9年)	〃 2.00	東洋出版社
(7)		配當統制の研究	(〃 12年)	〃 1.00	千倉書房
(8)		原價會計概論	(〃 11年)	〃 3.50	東京泰文社
(9)		最新銀行會計論	(〃 9年)	〃 3.50	同社
(10)		統制的會計學	(〃 12年)	〃 2.00	東洋出版社
(11)		標準原價の研究	(〃 7年)	〃 1.50	森山書店
(12)		豫算統制の研究	(〃 5年)	〃 1.60	同店
(13)		豫算統制の實際的研究	(〃 7年)	〃 1.30	同店
(14)		我企業豫算制度の實證的研究	(〃 11年)	〃 2.70	同文館

【自由分買】商業常識講座（定價各冊 ¥1.20 送料.10）

經營學の常識	神戸商業大學教授	平井泰太郎著
商業學の常識	商大名譽教授法學博士	內池廉吉著
金融の常識	慶應大學教授經濟學博士	金原賢之助著
會計學の常識	商大名譽教授商學博士	吉田良三著
商業簿記の常識	橫濱高商教授	黑澤清著
銀行簿記の常識	東京商科大學教授	太田哲三著
工業會計の常識	東商大專門部教授	村瀨玄著
商業算術の常識	早大教授商學博士	小林行昌著
商業統計の常識	東京商大教授商學博士	藤本幸太郎著
販賣の常識	前明治大學教授	井關十二郎著
商品學の常識	東京商科大學教授	佐藤弘著
生命保險の常識	早大教授商學博士	末高信著
外國爲替の常識	早大教授商學博士	小林行昌著
貿易の常識	早大教授商學博士	上坂酉三著
貿易爲替計算の常識	明治大學講師計理士	芳野國雄著
世界經濟の常識	小島經濟研究所長	小島精一著
配給組織の常識	慶應義塾大學高等部教授	鈴木保良著
商法の常識	法學博士	栗栖赳夫著
商業作文の常識	早稻田大學教授	服部嘉香著
株式會社の常識	早大教授商學博士	長谷川安兵衛著
廣告の常識	明治大學講師	粟屋義純著